

神戸学院大学大学院実務法学研究科(法科大学院)  
自己点検・評価報告書  
(2006年度)

神戸学院大学大学院実務法学研究科(法科大学院)

自己点検評価制度委員会

2007年10月

## 目 次

本学法科大学院の現況及び特徴	1 - 2
目的	2 - 4
章ごとの自己評価	
第1章 教育目的	5 - 7
1 - 1 教育目的	
第2章 教育内容	8 - 12
2 - 1 教育内容	
第3章 教育方法	13 - 16
3 - 1 授業を行う学生数	
3 - 2 授業の方法	
3 - 3 履修科目登録単位数の上限	
第4章 成績評価及び修了認定	17 - 22
4 - 1 成績評価	
4 - 2 修了認定及びその要件	
4 - 3 法学既修者の認定	
第5章 教育内容等の改善措置	23 - 26
5 - 1 教育内容等の改善措置	
第6章 入学者選抜等	27 - 31
6 - 1 入学者受入	
6 - 2 収容定員と在籍者数	
第7章 学生の支援体制	32 - 35
7 - 1 学習支援	
7 - 2 生活支援等	
7 - 3 障害を持つ学生に対する支援	
7 - 4 職業支援（キャリア支援）	
第8章 教員組織	36 - 39
8 - 1 教員の資格と評価	
8 - 2 専任教員の配置と構成	
8 - 3 実務経験と高度な実務能力を有する教員	
8 - 4 専任教員の担当科目の比率	
8 - 5 教員の教育研究環境	
第9章 管理運営等	40 - 44
9 - 1 管理運営の独自性	
9 - 2 自己点検及び評価	
9 - 3 情報の公表	
9 - 4 情報の保管	
第10章 施設、設備及び図書館等	45 - 51
10 - 1 施設の整備	
10 - 2 設備及び機器の整備	
10 - 3 図書館の整備	

資料 1 ~ 5

## 本学法科大学院の現況及び特徴

### 1 現況

#### (1) 法科大学院(研究科・専攻)名

神戸学院大学大学院実務法学研究科

#### (2) 所在地

兵庫県神戸市長田区西山町2-3-3

#### (3) 学生数及び教員数(2006年5月1日現在)

学生数: 92人

教員数: 専任 20人(うち実務家教員4人)

兼任・兼任 22人(うち実務家教員7人)

### 2 特徴

本法科大学院は、わが国の社会が透明性・明確性・可視性に優れた法基準による紛争解決の社会(いわゆる法化社会)へと漸次移行するなかで、地域社会に生活基盤を持ち住民の心の機微を察し人間関係を大切に地域コミュニティを活かしつつ、そこに生起するさまざまな問題や紛争を的確に法的に解決する、高度な法的思考力と専門知識を有する「地域志向の知性あふれる法曹」の輩出が不可欠であると捉え、神戸学院大学の建学の精神である「真理愛好・個性尊重」に則った教育方針に基づき、充実した教育内容および教育効果を重視した教育システムをもって、「地域密着型のホーム・ドクター的法曹」、すなわち、あくまでも市民の目線に立って、地域社会で発生する多種多様な法的ニーズに親身になって対応する法曹を養成することを、法科大学院設置の理念・目的とする。

この理念に基づき、本法科大学院の教育、入試および管理運営は、事前に明確に示されたルールに従い、これを適正かつ公正に実施するとともに、その成果を不断に分析・検討しつつ、設置目的の達成につながる最善の教育内容や教育環境へより一層の充実を追及し、ルールをも含めたさまざまな改善に取り組む、熱意ある強靱な姿勢をもってなされる。とりわけて、教育に関しては、本法科大学院にオリジナルな教育システムにおける基本ルールに従い、教育(授業)目的、教育方法および成績評価方法をシラバス等で事前に明示したうえで、これを遵守して授業を運営し、厳正かつ厳格に成績評価を行う。すべての授業科目につき授業内容の詳細を明らかにするティーチング・ポートフォリオが担当教員により作成され、これが教育効果と直結する授業観および教育手法の観点から分析され、また教員相互で授業が参観されるなかで、さまざまな指摘等がなされる。また、学生による授業評価アンケートも意見・感想の記載を求め、意見等に対する担当教員のコメントも義務づけられており、授業改善の指針として役立てられる。さらに、学生から教育環境も含めたさまざまな要望等を聞く機会も定期的に設けられ、現にこれに沿った改善もなされている。

教育システムは、法曹要請のプロセス教育として、各法領域で到達目標に応じた年次進行計画に基づき、教育目的の達成に最適な教育方法を選択するとともに、講義形式から対話形式やロールプレイ形式など多様な教育手法を取り入れる。また、1年次より、指導担任制やチューターによる指導体制を導入しており、2年次以降はクラス規模が少人数化（20名程度）され、さらにきめ細かな学習指導等がなしうる体制が整えられている。教育システムは、「智慧ある法曹」の育成という教育効果の達成度から常に検証される。法学教育がフラットな知識の習得という記憶型（結果）学習に偏重したことを省みて、問題・主張の本質を識別する分析力を養い、論理力を習得するための思考方法を鍛錬し、智慧を獲得することが本法科大学院の教育の主眼である。この智慧が大量の高度な専門知識の習得を正確かつ迅速になさしめる。

教育環境は、専用のキャンパスに法廷教室等を備え、一層充実する図書や24時間利用可能なITでの文献検索など、自主学習の効率化を推進し、法科大学院での全体としての教育効果の向上を図っている。経済的バックアップとして、本学独自の奨学金制度を設けるとともにとともに、神戸学院大学同窓会を含めたいくつかの貸与制度を用意している。また、社会人等多様な人材を確保するために、標準修業年限（3年）での修了が困難な社会人の方に向けた制度として、修学期間を4年から最長6年の間で任意に設定することができる長期履修制度を採用している。

## 目的

### 1 教育上の理念・目的

（1）教育理念 本法科大学院の教育理念は、「真理愛好・個性尊重」、すなわち、既成の枠組みにとらわれない、自由で個性豊かな人材を生み出すことを大学の目標とする、神戸学院大学の建学の精神に基づき、自由で個性豊かな法曹の養成、つまり、正義と平和と自由への貢献、自立と共生への貢献、そしてそれらを通して地域社会に貢献する市民のための法曹の養成にある。

（2）教育目的 この建学の精神に基づく教育は法曹養成においても重要な意義を有する。これまでの法曹養成教育は、点による選抜である旧司法試験の合否のみであったために、まさに試験対策である受験技術のマスターへと変質し、そこでは試験対応のために纏められた法知識を無批判に覚えこむ学習姿勢が助長されるとともに、記憶による知識整理型問題解決に頼り創造性・柔軟性に欠けた法曹が生み出されることとなり、法化社会に向けて有為な法曹を多数輩出することは極めて困難な状況となった。これは、法曹を目指す人材が試験のために整理された他人の思考結果を図式的に覚え、探求性も創造性もなく画一的に与えられた情報を蓄積するという教育として、本学の建学の精神とはまったく相容れないものであった。そこで、本法科大学院は、司法制度改革の一環としての法曹養成プロセス教育の趣旨に基づき、建学の精神を活かした法曹養成教育の実施を目指す。その法曹養成教育の主眼は、事物の明確な認識に基づく正確な選択力、および高度な創造性と論理性を備えた思考力を習得できる思考方法、すなわち智慧を獲得

する教育である。法曹がさまざまな問題につき個人の判断による適切な解決を求められ

る以上、常に事象を正確に捉え最善の解決を思考し生み出す力を、自ら学び自ら解決するなかで、進展させることのできる思考方法を身につけていること（すなわち智慧）がもっとも肝要である。したがって、本法科大学院の教育目的は、法曹としての高度な専門的知識の習得と並んであるいはそれ以上に、この思考方法の体得に重きを置く。法曹という立場にある人材の智慧ある判断が正義・平和・自由・自立・共生への真の貢献をなしうるものである。

## 2 育成の理念とする法曹像

本法科大学院は、兵庫県西部地方および中国・四国地方における弁護士過疎地域の解消の必要に応えとともに、大規模災害の経験から地域社会において法的サービスを十分に受けられずに困窮する社会的弱者への法的サービス拡充を実現するために、育成の理念とする法曹像として「地域密着型のホーム・ドクター的法曹」を掲げる。「地域密着型のホーム・ドクター的法曹」とは、あくまでも市民の目線に立ち、地域社会で発生するさまざまな法的ニーズに対して親身になって対応・解決する法曹である。そして、本法科大学院が立地する神戸というエリアは、日本が開国以来主要な港湾都市として機能し、世界各国とのつながりを色濃く反映する国際都市である。また、その都市機能から大企業から中小企業や零細企業まで多数立地する、優れた経済都市でもある。したがって、地域社会や現代社会の構造を注視してそこに生じる複雑な紛争を解決できる、法的専門性を兼ね備えることで、「地域密着型のホーム・ドクター的法曹」とする。

この理念とする法曹像は、思考方法の習得という教育による成果として、「智慧ある法曹」をその内実とする。智慧ある法曹は、事象を正確に捉え最善の解決を思考し生み出す力、分析的に見れば、いずれも高度な、事物の認識力、情報選択力、創造力および自己統御力の統合体を備える人材である。

## 3 教育システムの特色

(1) 教育システム 法曹養成プロセス教育として、横軸（法領域や科目群の相互作用）と縦軸（各法領域における積み上げ作用）とをつむぐ教育システムが実施される。横軸として、法律基本科目群・実務基礎科目群が、理論と実務とを架橋しつつ、法曹として必須の高度な法的知識を習得させその展開として問題解決力を鍛え、また法曹としての職業倫理を身につけさせ、展開・先端科目群においては現代社会における専門技術性の高い法領域での理論応用性を習得させ、基礎法学・隣接科目群では社会や法を見る眼を養う。縦軸として、それぞれの法領域において積み上げ教育の成果を上げるために、学年進行に伴う各学年における到達学力を想定しその達成を目指した教育方法や手法を練り、上級年次に配当される授業科目は前提とされる学力に基づき、いかにそれを伸長させるかという観点で教育内容や方法を工夫している。

(2) 教育方法 各授業科目においてその授業目的（当該年次において習得を想定され

る学力の設定)を明らかにしその目的達成に向けた教育方法を組み、その授業サイクル(予復習を含めた学習のあり方)を事前にシラバス等において明示している。教育方法は、「講義+質疑応答」形式から「ソクラテス・メソッド」形式やロールプレイ形式など多様性に富むが、「智慧のある法曹」養成という教育目的に鑑み、対話を通じて本質と非本質とを分かち観念を他の観念で修正・補足する思考活動により事物の本質を把握させる教育方法であるソクラテス・メソッド形式を重視し、2年次以降の総合科目を中心に、かつ1クラス最大20名程度の少人数体制でソクラテス・メソッドによる授業を実施している。

## 章ごとの自己評価

### 第1章 教育目的

#### 1 基準ごとの分析

##### 1 - 1 教育目的

###### 基準 1 - 1 - 1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

(基準 1 - 1 - 1 に係る状況)

本法科大学院は、そもそも法科大学院が法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とする、法曹養成に特化した教育を行い、プロセスとしての法曹養成制度の一翼を担う専門職大学院であることをその理念として厳に保持し、その法科大学院の理念を具体化する、オリジナルな教育目的と方法を展開する。すなわち、これからの法曹は、複雑多岐な現代社会が法化社会化するなか多種多様かつ新規で特殊な法的諸課題の解決が期待されると予測される以上、自ら思考することで得られた知識とこれを生み出す過程で工夫される思考とが社会的紛争を含めさまざまな問題の本質を見抜きの確な解決を図ることができなければならない。この思考プロセスで獲得される主体的思考判断力が、本法科大学院の教育の目指す「智慧」であり、法曹として必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を意味すると考える。この智慧の獲得のために、理論的教育と実践的教育とを体系的に積み上げかつ相互に架橋させた教育システムを実施している。

成績評価については、本法科大学院の教育システム全体に照らした各授業科目の位置づけに照らし、各授業科目ごとに当該授業科目において習得すべき学識の最低基準が設定され、これを合否の絶対評価基準(60点/100点)とするとともに、相対評価である成績評価ランク(秀・優・良・可)については人数配分目安を示してこれにできるかぎり合致するように確認・注意喚起を行っている。成績評価そのものは客観的に示された評価基準に照らして厳格に行われている。修了認定は所定の単位修得がなされていることをもって行っている。

###### 基準 1 - 1 - 2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準 1 - 1 - 1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

(基準 1 - 1 - 2 に係る状況)

教育理念・目的は、基準 1 - 1 - 1 に合致する内容として、本法科大学院パンフレット、本法科大学院ホームページ、学生に配布する「履修の手引」に示されており、学

内外を問わず、法科大学院に関する情報を提供する際には、教育目的および教育方法に関する説明を本法科大学院オリジナルな取り組みとして重点的に行っている。新入生に対しては、4月ガイダンスおよび法科大学院の授業への臨み方に関する導入教育において、教育理念・目的が説明されている。

本法科大学院は、社会的紛争を含めさまざまな問題の本質を見抜きの確な解決を図れる、思考プロセスで得られる主体的思考判断力、つまり「智慧」の獲得を教育目的とし、そのための教育内容、教育方法・手法や学力検証方法の具体化を創意工夫する教育が各授業科目レベルでも全体としての組織的教育レベルにおいても実施しており、その教育効果についても積み上げ教育の進行において既習学力のチェックを通じて確認されている。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 優れた点

本法科大学院は、プロセスとしての法曹養成制度におけるプロフェッショナル教育として教育システムを構築するうえで、これまでの大学法学部における法学教育や司法試験対策の教育指導をそれぞれ真摯に反省すべきは反省し、短期に法曹としての学識と素養を修得させる学力向上に有益な教育システムや方法を組織的に検討し、各担当教員においてさまざまな工夫を凝らし教育成果に意を払った、教育目的である智慧獲得のための思考プロセス重視教育を実施している。

### 改善を要する点

智慧獲得という目的を3年間あるいは2年間で達成するための積み上げ・相互関連教育システムにおいては、学年あるいは法領域ごとに教育目標および教育方法が異なることは当然であるが、組織的な教育としての一貫性にはなお不十分な面が見られる。とりわけてこれまでの一方向型教育が暗記学習を促し、学生が主体的な思考・判断を省くことによる弊害を問題視しつつも、実際の授業では、レジュメ等の形態で出来上がった(整理された)知識群を提供しこれへの依存性を高める、あるいは文献を読むにも学説の細かな整理部分に目を奪われ、その趣意とする論理が読み取れないなど、教育目的とは相容れない結果を招いている。これらは、教員がこれだけのことは教えなければならないと思い時間節約のために知識提供を行う、また学生の授業に対する要望を受けて教育方法の修正として行われるなど、教員の染み付いた教育実践あるいは学生がこれまでに培われた学習上の「たなボタ」姿勢によるところもある。学生に対して教育目的や教育のあり方を如実に伝えその意義を認識させる法科大学院としての努力(新入生ガイダンスと併催される導入教育の充実など)も必要であるとともに、学生との緊張関係のなかでも、各授業担当教員が授業観およびそれに基づく教育方法をもって学生に対峙できるだけの教育のあり方を探求し、何よりも法曹としての学識および素養として必要な学ぶ力が現に習得できていることを示せる成果のある教育を現実化しなければならない。学生は思考する力さらに智慧が身につけていると自覚できればその教育方法を尊重するものだからである。また、授業時間数が限られている以上、すべてを講義することは不可能



であり、学生の自学自習に頼らざるを得ない学習領域は残らざるを得ない。学生にその自学自習のあり方や学習方法のポイントが示されこれを習得させなければ、学生はいつまでも自立のできない学習者でしかなく、本法科大学院が予測する社会と法曹の役割を担いその変化にも対応しうる人材とはなり得ない。教員は、既定の枠のある知識よりも進展性・創造性を生み出す学力そのものを習得させるという教育目的に集中・統一し、最善の方法の模索・探求に努力しなければならない。2006年度においても、引き続き教育方法研究会及び教員懇談会で上述のような改善に向けての努力を行っている。

## 第2章 教育内容

### 1 基準ごとの分析

#### 2 - 1 教育内容

##### 基準 2 - 1 - 1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

##### (基準 2 - 1 - 1 に係る状況)

本法科大学院は、「智慧ある法曹」養成という教育目的の達成に向けて、専門的法知識の理解を通じた教育と、法律論における思考プロセスの展開を通じた教育との2つの教育技法を用い、それぞれのより具体的な教育目的に合致した教育方法を創意工夫する授業科目群によって、教育課程を構成する。専門的法知識理解型教育は、基本的なあるいは応用的で専門性の高い法知識（理論・原則）の、事例への適用・解決をなしうる理解の習得を通じて、問題の本質を把握し的確な判断・解決をなす力（＝智慧）を養成する。法律基本科目群基礎科目、基礎法学・隣接科目群および展開・先端科目群に配置される授業科目がこれを用いる。思考プロセス展開型教育は、難解な事例の自学自習による問題解決につき対話により論理的精査をなすことを通じて、法曹としての高度な資質の鍛錬および実務感覚の涵養を図るとともに、論争・主張の本質を速やかに捉え的確な対応をなしうるように智慧を鍛錬する。法律基本科目群総合科目に組まれた授業科目がこれに当たる。

教育方法については、本学実務法学研究科が思考プロセスの展開から生み出される智慧の修得を教育目的とすることから、智慧の助産術ともいえる本来のソクラテス・メソッド（対話を通じて、相手の正しい考えと正しくない考えとを区別し、本質的なものと非本質的なものとを分かち、1つの観念を他の観念によって修正・補足することにより、相手が彼自身の思惟活動によって個々の事物の本質を示す普遍概念を生み出すのをあくまで助ける手法）が教育方法としてもっとも重視される。この教育方法による授業科目を中心にカリキュラムが編成されている。ソクラテス・メソッド方式の授業は2・3年次に配当されるが、この講義が実際にその教育効果を遺憾なく発揮するために、1年次の講義においてレクチャー方式に質疑応答方式を加える形態を採り、1年次終了時には質疑応答によって講義が進行できる程度にまで学生のレベル・アップを図っている。

1年次は、法学未修者を中心に、専門的法知識理解型教育にて、基本的な法分野における必須不可欠な専門的知識や基本原理の習得に努めさせるなか、1年次終了時には自学自習が可能となっているように、法情報調査能力や論理的文章表現力、さらには質疑応答を通じた論理展開力を習得させる。

2年次には、思考プロセス展開型教育によって、法曹として実務にも対応できる高度な法的思考力、問題解決能力や高度な職業倫理観に基づいた職責遂行能力を育成するた

めに、ソクラテス・メソッド方式の講義における徹底した理論探求と法的論理思考訓練を積み重ねる。

3年次は、2年次教育の延長として、理論と実務との架橋となる教育内容とソクラテス・メソッド方式やロールプレイ方式をもって、より実践的に法曹としての職責を全うできる事実分析・推察能力や創造的解決能力、およびクライアント等とのコミュニケーションを円滑に図る能力を鍛え、同時に法曹として社会にアピールする高度な専門性あるいは包括的な総合性を修得させている。

#### 基準 2 - 1 - 2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

( 1 ) 法律基本科目

( 憲法 , 行政法 , 民法 , 商法 , 民事訴訟法 , 刑法 , 刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。 )

( 2 ) 法律実務基礎科目

( 法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。 )

( 3 ) 基礎法学・隣接科目

( 基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。 )

( 4 ) 展開・先端科目

( 応用的先端的な法領域に関する科目 , その他の実定法に関する多様な分野の科目であって , 法律基本科目以外のものをいう。 )

#### 基準 2 - 1 - 3

基準 2 - 1 - 2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに , 学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また , 法科大学院の目的に照らして , 必修科目 , 選択必修科目 , 選択科目等の分類が適切に行われ , 学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

( 基準 2 - 1 - 2 および 3 に係る状況 )

本法科大学院の授業科目の構成は、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群および展開・先端科目群に大別される。法律基本科目群は、基礎科目系では法曹として必要な基本的な法知識の修得、総合科目系では実務にも耐えうるような複雑困難な法律問題を解決する高度な論理的思考力およびこれを支える事実分析力、論理展開力や資料収集能力等の習得・鍛錬を行っている。実務基礎科目群は、実務における法律、判例および法理論の運用について学び、実務家としての具体的な主張・立証方針や実際の立証活動等のあり方を修得し、合わせて法曹としての高度な職業倫理観を養成している。基礎法学・隣接科目群は、法理論の基礎にある根本原理の理解を深めるとともに、法を取り巻くさまざまな社会的要素を学び、複合的に法律問題等を解析する能力を修得させている。展開・先端科目群は、本学実務法学研究科における教育理念に従い、現代社会および地域社会の特質に照らして必要性の高い専門技術的な法領域を4つ選択し重

点科目とし、専門法曹への道を切り開ける総合的な法の理解を図るとともに、未曾有の災害経験や多発する交通事故などの地域性を考慮した授業科目も開講されている。

学生の授業科目の履修については、4つの履修モデル、すなわちホーム・ドクター的法曹養成モデル、地域企業法曹養成モデル、行政支援法曹養成モデルおよび国際渉外法曹モデルを「履修の手引」等に掲載し履修選択の指針として指導するとともに、指導担任が各学生の履修指導を行い、偏った履修が生じないように配慮している。

具体的には、以下のような開講科目および年次配当としている。

#### a) 法律基本科目群

修了所要単位数は、3年コースが60単位以上、2年コースが30単位以上である。法律基本科目群は基礎科目と総合科目に分かれる。基礎科目の開講科目単位数は38単位で、原則として1年次に配当している(行政法が2年次配当)。基礎科目は必修科目である。総合科目の開講科目単位数は26単位で、2・3年次にそれぞれ14単位、12単位配当する。

( ) 基礎科目は、憲法 ・ ・ ・ 、行政法、民法 ・ ・ ・ 、商法、民事訴訟法、刑法 ・ ・ ・ 、刑事訴訟法である。教育目的は基本的法分野における法知識、基礎的な法的思考力および論理的表現力の習得にあり、教育方法としてレクチャー方式と質疑応答方式とを併用している。

( ) 総合科目は、公法総合 ・ ・ ・ (以上2年次配当) ・ ・ ・ (3年次配当)、民事法総合 ・ ・ ・ (以上2年次配当) ・ ・ ・ (以上3年次配当)、刑事法総合(2年次配当) ・ ・ ・ (以上3年次配当)である。教育目的は、問題解決のための論理思考力、事実分析力およびコミュニケーション能力の養成であり、教育方法として1クラス最大20名編成でのソクラテス・メソッド方式(ロールプレイ方式、ディベートやプレゼンテーションなども組み合わせる)が用いられている。

#### b) 実務基礎科目群

修了所要単位数は10単位以上である。開講科目単位数は16単位で、2・3年次に配当している。民事訴訟実務(2年次配当) ・ ・ ・ (3年次配当)、刑事訴訟実務(2年次配当) ・ ・ ・ (3年次配当)、法曹倫理(3年次配当)、民事訴訟実務特別講義(2年次配当)、企業法務(3年次配当)、エクスターンシップ(3年次配当・集中)が開講され、民事訴訟実務 ・ ・ ・ 刑事訴訟実務 ・ ・ ・ 法曹倫理が必修科目である。教育目的は法実務における専門的知識、実践的論理応用力および洗練された実務感覚の習得とし、教育方法としてソクラテス・メソッド方式(模擬裁判でのロールプレイ方式やディベートも取り入れる)が用いられている。

#### c) 基礎法学・隣接科目群

修了所定単位数は4単位以上である。開講科目単位数は16単位で、1・2・3年次配当としている。授業科目は、法哲学、法史学、比較法文化、国際法、国際関係論、政治学原論、法と心理学、会計学である。教育目的は幅広い視野から法を見る力や洞察力を養成することとし、教育方法としてレクチャー方式と質疑応答方式とが併用されている(必要に応じてビデオ教材などを導入し、ディベートやプレゼンテーションも取り入れる)。

## d) 展開・先端科目群

展開・先端科目群は重点科目と選択科目とに分かれ、修了所定単位数は重点科目4単位以上を含む20単位以上である。開講単位数は、重点科目16単位、これ以外40単位の合計56単位である。重点科目は労働法、経済法、知的財産法、国際取引法の4科目(いずれも4単位)で、企業取引法、証券取引法、執行・保全法、国際企業法務、交通事故処理、国際私的紛争処理、サイバー法、家族法、環境法、医事法、社会保障法、行政救済法、税法、企業年金法、倒産処理法、消費者保護法、経済刑法、相隣関係法、高齢者・障害者問題、子どもの権利がある。行政救済法は3年次配当とし、これ以外は2・3年次配当である。教育目的は、専門法曹としての高度な専門的知識、実践的対応能力および課題発見能力の習得であり、教育方法としてレクチャー方式と質疑応答方式が併用されている。

## 基準 2 - 1 - 4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

(基準 2 - 1 - 4 に係る状況)

すべての授業科目につき、半期、100分授業を15回(週)(定期試験1回(週)90分を含む)開講して、2単位としている。これは大学設置基準第21条から第23条に則する。授業期間は厳格に確保している。やむをえない休講については、2006年度も前年度と同様その週の土曜日に補講することを原則として、これが不可能な場合には学生との日程調整のうえできるだけ速やかに補講を行うこととしている。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

## 優れた点

本法科大学院が法知識や形式的な問題解決能力などの習得を教育目的とせず、事物の本質を見抜いて適確な対応をなす能力を智慧としてこれを獲得させるという教育目的を設定する。この目的を達成するための教育方法は、従来の提供型のものとは異なり、思考プロセスをつかませ、その繰り返しによって事理を瞬時に見極める透徹した目が養われるというオリジナルな手法として、ソクラテス・メソッド方式を用いながら授業を組み立てている。そこでは、講義内容の提供が教育そのものではなく、教育内容を用いて学ぶ力を習得させるという本来の教育の姿に立ち返るため、担当教員はその高度な専門性や豊富な実務経験に奢ることなく、教育上の創意工夫、努力を重ねている。

その独特な教育の観点から、法律基本科目群および実務基礎科目群という法科大学院教育の中核において、修了所要単位数に照らせば選択の余地の乏しい授業科目数のみを開講することで、積み上げ教育と相互連関教育という教育システムが虫食いの履修によって機能不全となることなく、学ぶ力や智慧を獲得させる教育にしっかりと学生をまい進させることができ、教育目的に対応しこれの達成に絞り込んだ教育システムが実施されている。

**改善を要する点**

本法科大学院の教育目的に応じた教育につきその教育成果を確認しながら更なる改善を図ることを意欲し、組織としても各教員においても不断の研鑽が必要である。教育指導のポイントは、各授業科目における予習や課題等につき対話を通じて、学生にどこの辺りで何をどう考えさせ、その思考プロセスをいかにして検証し、その改善・修正をいかに促すかに意を払い、学生自身にこれを気づかせ体得させることにある。この教育が一定確立されるならば、21世紀という「智慧を競う時代」に活躍する法曹を養成するプロセス教育の一つのシステムが明らかになるとの自負のもと、教育内容および方法が常に省みられなければならない。

具体的には以下の点が改善事項として検討されている。

**(1) 各法領域における積み上げ教育と相互関連教育の見直し**

3年間の授業経験において、授業科目相互における講義内容の分担がアンバランスで、授業計画を消化しきれない授業科目が一部にあることから、各法領域において授業科目の役割分担を精査する必要があったところであり、一部科目について2007年度から実施の予定である。また、明白に理論と実務とを架橋させる授業であることを学生に自覚させる教育内容についてこれまで以上のものが構想されるように、研究者教員と実務家教員との意見交換や共同作業がなされなければならない。

**(2) 展開・先端科目群の授業科目の見直し**

神戸という地域性を観察・分析することで、現在の4つの重点科目に加えて、本法科大学院において養成すべき専門法曹の必要性が検討されなければならない。また、法律基本科目群に設置されてもおかしくはない授業科目名称の科目につき、展開あるいは先端科目としての授業内容の特化・充実を検討課題としているところであるが、2006年度も引き続き検討された。

**(3) 法学未修者への導入教育の検討**

導入教育については、2006年度は入学前学習指導を実施した。これは2005年度においては15週の授業時間数を確保するために新生ガイダンスをやむなく短縮化し、十分な導入教育を実施できなかったこと、及び、2年間の学生の授業等に対する姿勢などの分析により法学未修者には4月からの教育に向けての基礎的な素養を身につけてもらうことにより4月からの講義に円滑、入学後は新生ガイダンスにおいて、法情報検索及びソクラテス・メソッド方式授業への臨み方を導入教育として行った。入学前学習指導については内容(どのような科目について行うか)及び実施の回数及びあり方についてはなお今後検討されなければならない。

**(4) 法実務を体験する現場主義教育の充実**

本法科大学院は現場主義教育の重要性を認識し、法実務を現場で具に見て学ぶためエクスターンシップが授業科目として設置されているが、教育目的に照らしてそのあり方や内容がさらに充実したものとなるように工夫を重ねるとともに、リーガル・クリニック、リーガルライティング等の開設の必要性については2006年度も継続して検討している。

## 第3章 教育方法

### 1 基準ごとの分析

#### 3 - 1 授業を行う学生数

##### 基準 3 - 1 - 1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

##### 基準 3 - 1 - 2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3 - 1 - 1 および 2 に係る状況)

本法科大学院は、智慧ある法曹養成という教育目的達成に向けて、思考プロセスの習得とその展開の反復訓練を行うため、少人数教育を徹底している。当初の計画ではクラス規模は以下の通りである。すなわち、1年次配当の法律基本科目群の基礎科目は、1学年入学定員60名のうち40名程度であり、講義+質疑応答形式を用いるため、40名程度1クラスで行う。2・3年次配当の法律基本科目群の総合科目および実務基礎科目群は、ソクラテス・メソッドによる授業であるため、1学年60名を20名3クラスに分け、複数クラスの指導体制をとる。展開・先端科目群および基礎法学・隣接科目群については、概ね60名程度を最大クラス規模とし、これを超える履修希望者がある倍には複数クラスを開講する。ところが、実際には入学者数が2004年度、2005年度ともに60名定員の半数程度で、1年次配当の法律基本科目群基礎科目は1クラス30名程度、2・3年次配当の法律基本科目群総合科目および実務基礎科目群は、履修希望者が20名を超えたため、2クラス開講し、1クラス10名程度であった。

なお、総合科目では当該科目の全受講者が概ね20名以内の場合には、クラスごとの偏差を是正するためにクラス統合もしている。

#### 3 - 2 授業の方法

##### 基準 3 - 2 - 1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3 - 2 - 1に係る状況)

本法科大学院は、法曹に期待される専門的法知識の習得、および問題解決能力・創造的思考力・批判的分析力などの資質・能力の強化を明確に意識し、自らの思考により得た智慧を活かす教育方法を重視する。「智慧ある法曹」養成教育システムは、専門的法知識理解型教育と思考プロセス展開型教育とを通じて、専門的法知識や問題解決結果の単なる暗記となる学習を回避し、問題の本質と解決論理の方向性を選び抜き、条文とロジックでこれを展開させる思考法を体得させることを目指している。具体的には、以下のような教育目的と教育方法とのセッティングを教員間での共通理解としたうえで、それぞれの法領域の特性に鑑み、また当該授業科目のカリキュラム上の位置づけに応じた教育目的に照らして、各担当教員において講義内容と教育手法を検討し、適切な選択を模索している。この点につき、2004年度年次計画履行状況調査における個別留意事項として、双方向・多方向授業の工夫などの授業運営につき各教員間の共通理解を図ることを指摘された。1年次配当の法律基本科目群基礎科目において一方的な講義形式の授業が当時見られたが、現在はその教育目的および教育方法の統一性から質疑応答を交えるなど双方向授業を取り込むことで、すでに改善されている。

概ね以下のような教育目的と教育方法とのセッティングを原則とする。

- ) 専門的法知識の習得には、予習課題として判例・学説に関する専門文献資料を提示したうえで、これの理解とその適用としての基本的プロブレム解決を質疑応答形式にて行うとともに、適宜小テストやホーム・ワークを課し指導することで正確な法知識の修得を確実なものとする。
- ) 資料検索能力およびリテラシー能力の向上は、各授業科目を通じて、予習課題の文献や参考文献の事前収集、事前・事後のレポート提出およびそれらの個別指導のなかで目指す。
- ) 高度な論理的思考力(創造的で柔軟かつ多元的・複眼的な思考力・判断力・分析力・決断力)の鍛錬は、予習課題として複雑なプロブレムまたはケースあるいは事実事例を提示しその事実分析、判例・学説の検討および解決策を求め、ソクラテス・メソッドにより徹底的に学生自身の思考を追求し、思考のコントロール方法を修得させることを行う。
- ) コミュニケーション能力(法的ディスカッション能力・交渉力)については、各授業科目におけるソクラテス・メソッドやディベートを通じて、他人の意見を最後まで聞きポイントを把握し的確に自己の見解を表現・主張することや、妥協点を模索しそこに誘導することが目指される。
- ) 法曹の資質(強靱な精神力、豊かな人間性・感受性・洞察力、高い倫理観と正義感など)の向上は、現場に足を運んで実際を見聞するなかで悩みを抱える人の機微を察することを最重要視するとともに、日々の講義のための予習・復習や課題消化を含めたタフ・ワーク、多様なバックグラウンドをもつ学生のなかでのディベートやコ・オペレーション、ロールプレイにおける担当職責の遂行、および課外学習等における学生相互のつながりを通じて、人間性を高める指導を行う。

なお、エクスターンシップについては、教務委員と研修先の指導者と連携して、法令遵守や守秘義務を説明のうえ宣誓書の提出を求め、事前オリエンテーションと終了後の



セミナーの受講を義務づけている。2006年度実施分では1名の学生が履修を希望したため、本学実務家教員の事務所にて研修を行った。エクスターンシップの履修希望者には法曹倫理の受講を指導しており、実際、2006年度履修した1名は法曹倫理も履修した。

各授業科目の年間授業計画、教育目標や教育方法（授業サイクル）および成績評価方法は、毎年4月に配布する「履修の手引」に掲載されるシラバスに明示したうえで、特に成績評価方法については第1回授業において担当教員から直接に説明がなされている。この点について、2004年度年次計画履行状況調査における個別留意事項での指摘を受けて、合否の絶対評価基準（到達目標レベル）、成績評価資料および配点（%表示）を明確に記述することとし、またレポートや小テストでの添削指導等を通じてより自薦的な到達目標レベルを示すことを求め、現にいずれも実施されている。

授業時間外の学習については、授業の予習課題は日程的に余裕を持って事前に配布されており、また授業効果を高めるため、復習用演習問題や関連文献資料の案内など自習の資料を提供している。特に予習課題への学生の取り組み状況や学習成果につき、授業において思考プロセスのあり方などを気づかせることで、自学自習での学ぶ力を習得させ効果的な学習を可能にすることそのものも教育目的である。その意味で、予習等の授業時間外の学習は、学生が文献資料を涉猟して浅く読むことを回避するために、予習等の目的とそれに不可欠な資料に厳選することで、考えて読む時間を確保するように工夫している。

なお、2006年度も、成績評価資料およびその配点が事前により具体的に明示されることで、レポートの回数等が予告され、間接的に授業時間外の学習の過剰な負担は回避されている。

### 3 - 3 履修科目登録単位数の上限

#### 基準 3 - 3 - 1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

（基準 3 - 3 - 1 に係る状況）

3年コースについては、各年次36単位（本研究科開講科目に限る）の履修を上限とする（1日平均の授業コマ数 = 1.5）。2年コースの学生については、一定水準の法的な素養を有し、勉学方法についてもある程度確立していることが期待できることから、各年次40単位を上限とする（1日平均の授業コマ数 = 1.7）。

2年コースの法学既修者については2年次につき40単位を履修登録の上限としているが、これは、法学既修者に、1年次配当科目である、商法、民事訴訟法あるいは刑事訴訟法のうち、法学専門試験で受験しなかった1科目通年4単位を必修としつつ、幅広い学修の機会を提供することに基づく措置であった。しかしながら、2005年度年次計画履行状況調査における個別留意事項での指摘を受けて、法学既修者の履修登録状況を調査すると、実際に履修登録上限ぎりぎりまで履修し、法科大学院での授業への準備

対応も含め過重な学修負担を伴いかねない実情が明らかとなり、現行規定（神戸学院大学実務法学研究科規則6条3項）を改め、法学未修者と同様に法学既修者の各学年の履修登録上限単位数を36単位とし、2007年度入学者から適用することが研究科委員会で承認された（2007年度から実施している）。また、長期履修生に対する上限履修制限について2007年度以降の課題である。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 優れた点

本法科大学院は、積み上げ教育と相互連関教育とを用い、比較的短期間で法曹として必要な専門的法知識と事物の本質を把握し適確な判断をなす力を習得させるために、ソクラテス・メソッド方式の教育効果を高める徹底した少人数教育を実施するとともに、個々の学生の学力の習熟度を見極めながら、場合によっては個別指導を行って、教育目的の達成を図っている。智慧ある法曹を養成するという目的に照らして、他人の移行結果として整理された法知識を一方向的に提供するのではなく、学生自身がいつでも文献資料から問題解決に必須の論理を整理できる方法論を知らしめるという教育の本質に取り組み、少人数の学生とのコミュニケーションを図りながら、より教育効果を高めるための創意工夫がなされている。

### 改善を要する点

思考プロセスの習得およびその反復展開による智慧の獲得を学生になさしめるために「ファーストフード型教育」から脱却し、学生が法曹としての能力と資質を習得する本筋において汗をかき苦労して学び、教員はその道筋を示しあくまで傍観しつつ、能力と資質がしっかりと習得されていることを学生に自覚させ、さらなる進展を指し示すことが、教育方法の真髄として、各教員間に共通に認識され、そのための創意工夫を切磋琢磨するように、改善の方向性を検討しなければならないことがこれまでの改善を要する点であった。このような改善の方向性は単年度一回きりの検討で達成されるものではなく、引き続きこのような改善の方向性が不断に検討されなければならない。

また、口頭によるが故に惹起されるソクラテス・メソッド方式による教育方法の欠点の解消は一日にしてなるものでもなく、いかにしてこのような欠点を解消し最大限の教育効果を生み出すか引き続き検討されなければならない。

更に、少人数教育における学生一人ひとりの習熟度の正確に把握し、その伸長度を見据えての学習上の的確なアドバイスの必要性も、単年度で完了するものではない。今後とも引き続き少人数教育における学生への的確なアドバイスのあり方が検討されなければならない。

## 第4章 成績評価及び修了認定

### 1 基準ごとの分析

#### 4 - 1 成績評価

##### 基準 4 - 1 - 1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- （1）成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。
- （2）当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- （3）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （4）期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準 4 - 1 - 1 に係る状況）

成績評価のルールは、「合否は絶対評価によって判定し、合格者につき秀・優・良・可の成績評価を相対評価で行う」ことである。合格者の成績評価は、標準的な目安として、秀10%程度、優20%程度、良50%程度、可20%程度とする。このルールは新入生に配布される「履修の手引」に記載され、4月ガイダンスにおいても説明がなされており、学生にも周知徹底している。

各授業科目における成績評価基準は、教育目的に従って評価ポイント（例えば、論理的思考力、論理的表現力、理論展開力、事案解決力、創造的解決力、コミュニケーション能力や専門的知識の習得度など）およびそれぞれの到達期待レベルを成績評価項目としてリスト・アップし、成績評価のための資料（定期試験、小テスト、レポートや授業時の発言等）および配点（各資料につき%表示）をできるかぎり明確化している。なお、配点においては、定期試験の比重が著しく高くなればプロセス教育の希薄化を生み出しかねないこと、また智慧獲得のための思考プロセスの日常的反復が蔑ろにされかねないことから、日常的な継続的学習が成績評価に十分に反映されることを教員間の共通認識としている。成績評価方法はシラバスに明記し、また開講時の授業に担当教員が学生に説明のうえ確認している。この点、2004年度年次計画履行状況調査での個別留意事項における成績評価基準の明確化は改善されている。

成績評価は、成績評価資料に対する達成度を点数化したうえで行っている。評価ポイントの選択、到達期待レベルや評価資料のバランスについては、科目領域の特性、授業規模および学年配当を考慮して具体的に決定されている。そのさい、教育目的の到達期待レベルについては、各授業科目におけるレポートや小テストの採点・添削および定期試験等の採点基準を通じて明らかにし、学生にそのおおよその目標レベルを想定できるように努力することを教員間で合意している。成績評価がルールおよび基準にしたがって行われるように、ティーチング・ポートフォリオにおける教員の成績評価に関する報告がなされ、成績評価の資料となる定期試験の答案、課題レポートや小テスト等が教員に添削されたものがコピーのうえ保管されているので、その報告と評価資料を精査・分析することができるシステムが整えられている。

成績評価は、前期・後期各1回成績表を通じて学生に告知される。成績評価資料は、採点・添削のうえ学生に返却されており、2005年度前期からは定期試験答案もコピーにて希望する学生に返却している。学生の成績評価に対する疑義は、原則として成績発表の日から7日以内に事務を通じて、担当教員との直接面談により問い合わせに対応している。毎学期数件の成績問い合わせがなされているが、点数化された成績および定期試験等の答案を見せながらの指導により成績評価に納得している。

定期試験の実施については、試験期間を1週間としているが、1日2科目受験を目安に、試験が連続することを避け、また課題持ち帰り型試験の提出期限が複数重ならないように配慮し、さらに課題持ち帰り型試験の提出期限と通常型試験との調整にも留意し、過重な試験負担が生じないようにしている。定期試験日程は2週間程度前には掲示のうえ公表している。定期試験期間前1週間は、通年科目および半期4単位科目の授業および補講のみを行う特別期間として、実質的に試験準備期間として十分な自学自習の時間を確保している。

なお、病気等の事由により定期試験を受験できなかった学生については「追試験」を実施している(2006年度前期後期を通じ4名15科目について実施した)が、成績不可の学生の救済としての「再試験」は実施していない。

#### 基準4-1-2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合は、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

(基準4-1-2に係る状況)

他の大学院からの入学生で、本法科大学院の開講科目と同等の科目を履修したと認められる場合には、10単位を超えない範囲で単位を認定するものとしている。単位認定に当たっては、既修得科目のシラバス、講義計画、講義資料等の提出を求めて、厳密で客観的な認定作業を行うものとしている。2006年度には単位認定の申請はなかった。

#### 基準4-1-3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度(以下、「進級制」という。)が原則として採用されていること。

(基準4-1-3に係る状況)

法曹養成のプロセス教育として、各学年の教育成果を前提とする積み上げ方式が実効性をもつため、1年次および2年次における修得単位数による進級要件を設けている。1年次に30単位以上、2年次に1年次との合計で60単位以上(法学既修者30単位以上)を修得できなかった場合には、原級に留置し、原則として上級年次に進級するのに不足している単位分を履修することのみが認められる。2006年度には進級制による原級留置者があり、今後の学習等につき指導がなされている。

長期履修制度の適用学生は、4～6年の修業年限で修学することが認められるため、制度上、進級要件の適用を受けないものとしている。長期履修制度の適用に当たっては、適用申請学生が修業年限を決め、各年における単位修得計画を立てるものであるが、こ

れが積み上げ教育の教育効果を損なうことなく適切な学習計画となっていることを慎重に検討して、場合によっては計画の修正等を指導している。また、長期履修制度適用学生がその単位修得計画にしたがって学習が進められているかは常に見守られている。

#### 4 - 2 修了認定及びその要件

##### 基準 4 - 2 - 1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科,専攻又は学生の履修上の区分にあつては,当該標準修業年限)以上在籍し,93単位以上を修得していること。

この場合において,次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から,他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を,30単位を超えない範囲で,当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお,93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては,その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から,当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を,アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で,当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお,当該単位数,その修得に要した期間その他を勘案し,1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下,「法学既修者」という。)に関して,1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し,アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき,それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし,3年未満の在学期間での修了を認める場合には,当該法科大学院において,アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8 単位
イ	民事系科目	24 単位
ウ	刑事系科目	10 単位
エ	法律実務基礎科目	6 単位
オ	基礎法学・隣接科目	4 単位
カ	展開・先端科目	12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を,修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準 2 - 1 - 3 参照。)

(基準4 - 2 - 1に係る状況)

本法科大学院の修了要件単位数は以下の通りである。

(1) 標準(修業年限3年)

法律基本科目群	基礎科目(必修)	38単位
	総合科目(選択必修)	22単位
実務基礎科目群	必修科目	6単位
	選択必修科目	10単位
基礎法学・隣接科目群	選択必修科目	4単位
展開・先端科目群	重点科目(選択必修)	4単位
	選択科目	20単位(重点科目4単位含む)
修了必要単位数		合計94単位

(2) 法学既修者(修業年限2年)

法律基本科目群	基礎科目(必修)	8単位
	総合科目(選択必修)	22単位
実務基礎科目群	必修科目	6単位
	選択必修科目	10単位
基礎法学・隣接科目群	選択必修科目	4単位
展開・先端科目群	重点科目(選択必修)	4単位
	選択科目	20単位(重点科目4単位含む)
修了必要単位数		合計64単位

なお、法律基本科目群においては、公法系・民法系・刑事法系としてそれぞれに修了必要単位を細分化していないが、基礎科目および総合科目において開講科目の合計単位数が64単位(公法系16単位、民法系32単位、刑事系16単位)であるなかから60単位を習得しなければならないために、各系につき所定単位数を満たしている。

法律基本科目群以外の科目につき合計34単位が修了要件となっており、これは94単位の3分の1を超えている。

### 4 - 3 法学既修者の認定

#### 基準4 - 3 - 1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める(いわゆる法学既修者として認定する)に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

(基準4 - 3 - 1に係る状況)

法学既修者の認定は、本法科大学院1年次修了者と同等の法的思考力や論述力を修得しており、2年次開講科目の教育目的や教育方法(ソクラテス・メソッド方式中心)に対応しその教育効果を期待できる素養を有するか否かを判断するため、憲法・民法・刑法の3科目および商法(会社法)・民事訴訟法・刑事訴訟法のうち2科目の合計5科目による法学専門試験(論述式)を実施し、5科目各60点(100点満点)以上の得点を要するとしている。

法学既修者は、1年次配当の法律基本科目群のうち必修科目30単位(憲法・民法・刑法22単位および商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の3科目のうち2科目8単位)を一括認定している。商法・民事訴訟法・刑事訴訟法のうち、法学専門試験の試験科目とし

て選択しなかった残る1科目は入学後必修とし、法学未修者と同一のクラスで受講している。

なお、出題にあたっては出願者の具体的属性は出題委員には知らされず、また、採点にあたっては受験生の匿名性を担保して採点されている。

また、2008年度入試から既修者認定は前期日程入試においてのみ実施することにした。これはこれまで行われてきた法学専門試験の意義の検討の一つの結果である。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 優れた点

本法科大学院は、成績評価の厳格化が法科大学院教育において優れた法曹を輩出するために必須であると理解し、法律基本科目群および実務基礎科目群では2004年度から成績評価ルールを概ね遵守している。厳格な成績評価が教員において保持され学生にも受け入れられるために、成績評価方法の具体化・緻密化を推進するとともに、学生に対しても繰り返し告知することで周知徹底を図っている。

### 改善を要する点

以下の点がなお検討を要する点である。

#### (1) 成績評価における到達目標レベルの具体化

成績評価において絶対評価による合否判定を行う以上、その基準の明確化は不可欠である。本法科大学院は、入学者数との関係もあって、少人数教育が徹底できる状況にあるから、レポート課題や小テストなど教員が採点・添削による個別直接指導をなす際には、単に表面的に論述を追い、その表現等の不正確さなどだけをチェックするのではなく、さらに詳細な思考のあり方やプロセスに立ち立った指摘を行うことで、より教育目的に迫って到達目標レベルがどのようなものであるのかを具体的に指導するように引き続き努力しなければならない。

#### (2) 成績評価のさらなる客観化の検討

本法科大学院は、それぞれの法領域において積み上げ方式を採用している以上、当該授業科目においてはそれ以前の授業科目における教育目的が一定達成され学生が期待される学力状況にあることを前提とされる。したがって、各法領域における積み上げ教育のさらなる探求と調整を行っていくなかで、定期試験の出題あるいは採点において同一領域の複数教員（研究者教員と実務家教員の組み合わせなど）が関与することも、成績評価の客観的な厳格化を目指す方法として2006年度も引き続き検討されている。

#### (3) 少人数クラスにおける成績評価のあり方

本法科大学院では、現在、クラス規模が最大でも30名程度、少なければ若干名である。これは少人数教育としては恵まれた状況であるが、教員にとっては学生1人ひとり顔が見え、学生相互においても連携の取りやすい環境でもある。それゆえ、教員は教育目的達成のための教育に忠実にその個性を押し付けることの内容に留意すべきであり、また成績評価との関係では、常に個々の学生の学力状況を正確に把握する方策を実行しなければならない。また、教員と学生と距離が近いことから、学生がわずかなことでも不公正・不公平との心象を抱きやすいことに留意し、成績評価資料の扱いについては匿名性を確保して担当教員による評価を受けるなどの措置も引き続き検討しなければならない。

(4) 法学専門試験の意義の検討

本法科大学院は、法学既修者認定がその教育システムとの関係で1年次修了程度の学識を必要と考えて問題レベルを設定しているが、入学者として想定する定員における法学既修者20名程度を実際には大きく割っていることから、2007年には次年度入学の2008年度入試から法学専門試験を前期入試においてのみ実施することにした。しかし、今後とも1年次修了生の学力状況や法学既修者への教育効果向上の視点などを再検討し、法学専門試験の意義を検討しなければならない。



## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 基準ごとの分析

#### 5 - 1 教育内容等の改善措置

##### 基準 5 - 1 - 1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準 5 - 1 - 1 に係る状況)

本法科大学院は、教員の資質向上と授業内容・方法の改善を図るため、研究科長を委員長とする「教育改善(FD)委員会」を設置している。本委員会が中心となって、教育目的に照らした教育方法および成果を分析・検討するため、各教員の授業実態を把握し、その改善点等につき意見交換を行い、改善の方向性などを示唆する活動を継続的に進めている。具体的な活動内容は以下の通りである。

##### (1) 教育方法研究会の実施

教職員およびチューター全員参加による教育方法研究会が前期・後期の終了後に開催され、それぞれの立場から教育内容・方法や教育環境に関する意見等を交換し、教育方法の実践例の報告を受けその検討を行い、また学生による授業評価アンケートの結果を分析している。

##### (2) ティーチング・ポートフォリオの作成および分析

ティーチング・ポートフォリオは各授業科目の実態を明らかにし、担当教員がその授業科目の教育内容・方法・成果を授業計画、授業進行、成績評価および学生アンケートに出された意見等から自己分析し、今後の改善課題等を明らかにし、来年度以降の授業改善に活かすためのものである。各期の開講科目の担当者は、授業で用いたあらゆる資料(配布文献資料、レジュメ、小テスト、レポート課題、添削答案・レポートなど)を教育準備・研究支援室にてコピーのうえ保管し、授業の現状および改善につき自己点検レポートを提出することを継続的に実施している。FD委員会は、提出されたティーチング・ポートフォリオを精読し分析するとともに、各授業における教育上の創意工夫や問題を明らかにし、問題点については担当教員との意見交換を行うこともある。

##### (3) FD委員会による授業参観の実施

前期・後期それぞれ各1回、法律基本科目群や実務基礎科目群を中心に開講授業科目につき、FD委員が分担して授業参観を行っている。授業参観においては、当該参観授業における予習や配布資料を事前に得て、シラバスに記載された教育目的および方法を検討のうえ、授業サイクルを分析する。この分析に照らして実際の授業を解析し、授業進行などの問題点等を明かにする。2005年度後期よりFD委員会の授業参観レポートは当該教員に開示している。

また、2005年度前期には、法律基本科目群および実務基礎科目群の各1つの授業科目につき授業のビデオ録画を行い、それぞれ担当教員自身による授業分析に供した。

##### (4) 学生授業評価アンケートの実施

前期・後期の学期末に各1回(2005年度後期については授業評価分と成績評価分とに分けて実施)、学生による授業評価アンケートを実施している。アンケートは記名方式で、10段階または5段階評価で評点を付させるとともに、授業に対する意見等の自由記述を積極的に書かせるものである。段階評価が印象点となりやすいことに留意し、

アンケートが実際の改善につながるためには、評価できる点も問題とされる点も具体的に指摘される必要がある。同時に、法曹の資質としていかなる場にあっても責任ある発言をなさしめるため、記名方式が採用されている。その結果、教育内容や方法につき具体的に有益な提案等が記載されている。担当教員は匿名資料化された提案や意見にティーチング・ポートフォリオでコメントすることが求められており、これに基づく改善が次年度の授業シラバスに現れている。

#### (5) 学生からの要望等への対応

学生との懇談会等において教育内容や方法に関する要望等が提起された場合には、FD委員会においてその取り扱いを検討する。個々の授業のあり方につき、本法科大学院の教育目的およびこれに照らした当該授業における教育目的を達成することと抵触するような実態が要望等に示されている場合には、FD委員会が授業参観を継続的に実施し、そこに重大な問題が認められれば、研究科委員会の承認を受けて、当該授業をFD委員会のモニター下に置き、毎回の授業につきFD委員会から具体的な問題点とその改善の示唆を担当教員に提示して、授業と並行した教育改善活動を実施している。また、FD委員会によるモニター活動によっても十分な改善の成果が認められない場合には、研究科委員会の議決を得て、当該教員を当該授業科目の担当から外し、教育能力向上プログラムに従った研修をFD委員会の監督のもとに実施することとなっている。

学生の要望等が教育全体に共通する場合には、FD委員会において、法科大学院での教育への学生の積極的参加が危ぶまれると判断したときは、本法科大学院の教育目的とその達成手段としての教育方法を維持しつつ、学生の要望を取り入れた、授業のあり方を示す具体的な提言を教員向けに行っている。各教員において提言の趣旨を考慮した改善措置が直ちになされており、学生もその対応を認めている。

### 基準 5 - 1 - 2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保，及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

#### (基準 5 - 1 - 2 に係る状況)

教員研修は、研究者教員および実務家教員のいずれについても、学外（司法研修所、日本弁護士連合会、法科大学院協会、裁判所、矯正施設等）における教育方法等の研修会や講演会、また神戸学院大学FD活動としての教育方法改善に関する講演会等に参加を促すとともに、参加者による研修内容の報告を研究科委員会で行っている。なお、研究者教員に対する短期実務研修はまだ計画の段階で、現実化していない。

実務家教員の教育力向上のため、実務家教員がFD委員会委員として加わるとともに、授業参観による相互評価やビデオ録画による自己評価は必ず実務基礎科目群の授業科目を対象科目とし、教育方法を探究する機会を設けている。また、関連法領域において、担当教員相互での、教育内容や方法、使用テキスト・判例などについての意見交換が行われている。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 優れた点

本法科大学院は、法科大学院教育の創成期においては智慧獲得という教育目的に向けた教育方法を教育学等の知見に基づき進展させるという観点で、FD委員会を中心に、

各授業科目における教育の実態をティーチング・ポートフォリオや授業参観、学生の要望等から把握し、すべての授業科目が教育目的達成への教育的支柱となるように改善努力の方向性を示しており、この2年間においても、授業内容を含め、授業のあり方や進行方法に関して質疑応答の充実や学力状況の把握手法の導入などの具体的な改善措置がなされている。また、学生の意見等からFD委員会による授業モニターの実施を受けて、本法科大学院における組織的な教育の基本ラインを著しく逸脱し、改善努力もあまり見られない教員につき、授業科目の担当を外し、教育力向上プログラムの実施に踏み切って、教育に対する厳しい姿勢を示している。

### 改善を要する点

教育改善が個々の授業科目における教育目的と方法に関する分析を通じた活動を中心としたために、FD委員会と個々の担当教員との意見交換が主流となって教育改善の具体的なあり方につき情報が流れず、教員相互に経験交流を行う機会が研究方法研究会などに限られたために、法科大学院全体としての教育改善という観点では円滑なかつ有益な改善努力のヒントが得られず、2005年度実施の年次計画履行状況調査における個別留意事項にあるように、FD活動への高い意識の教員全体での共有に支障をきたした面も見られる。

以下の諸点が検討課題となっている。

#### (1) 教員全体における教育改善意識の啓蒙

教員相互に教育内容や方法に関する意見や経験交流を自由に行える場を恒常的に設けるとともに、各法領域における担当教員間での積み上げ教育や相互連携教育に関する意見交換や学年ごとの担当教員による教育効果の相互評価なども定期的に行われることなどが実施されつつある。

#### (2) 教育力向上プログラムの実施

FD委員会による授業モニターを通じて教育力の不足が明らかとなった教員に対して、その向上のためのプログラムを用意しても、現実にこれに取り組むことがなければ教育改善の意味はまったく失われることとなる。いかにしてそのような教員がプログラムを実践する熱意を失わず教育意欲を高めるかが検討課題である。

#### (3) 学生授業評価アンケートのフィードバックの実施

学生授業評価アンケートは教育の一環としての意味合いを持たせてその方式等を選択し行ってきたが、現実に回収率が低く一部の学生の意見のみが示される状況は、法科大学院全体としての教育改善のエネルギーが損なわれかねないことから、2005年度実施の年次計画履行状況調査における個別留意事項にあるように、回収率を高めることと教育改善に有益な具体的な意見等の記述を求めることとを可能とする方法を検討している。例えば、無記名方式アンケートとし、アンケートに記載あるいは添付された意見・感想等すべてについて、その内容およびこれに対する授業担当教員のコメントを学生・教職員に公表することなどが考えられている。

#### (4) 教員研修の実施

研究者教員の短期実務研修など計画されたままで凍結されているFD活動につき、各担当教員において授業科目の教育のあり方が確立されるのに応じて実施に移すことが検討されている。また、実務家教員の授業科目につき、研究者教員がオブザーバーとし

て継続的に参加して相互に教育内容や方法等を検討することが予定されている。

(5) 教育方法等の研究およびその成果の公表

問題の本質を見抜き適確な解決を図る力を習得させる教育方法がいかなる態様で考えられるのかを、教育学の知見等を含めて研究し、その成果を授業実践報告や研究論文等の形で公表することが課題とされている。

## 第6章 入学者選抜等

### 1 基準ごとの分析

#### 6 - 1 入学者受入

##### 基準 6 - 1 - 1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

##### （基準 6 - 1 - 1 に係る状況）

神戸学院大学大学院実務法学研究科が育成しようとする法曹像は、地域で発生する法的ニーズに親身になって対応できる「地域密着型のホーム・ドクター的法曹」であり、法曹の少ない地域への法的サービスにも積極的に貢献し、中小企業の多様な法的需要にも十全に対応できるローヤーの養成を基本理念としている。

神戸学院大学大学院実務法学研究科（法科大学院）の入学者選抜制度は、このような本学法科大学院の理念に適った法曹となる意思と資質を有する人材、換言すれば、様々な分野でこれまでに活躍してきた人材で、本学での学修を経てホーム・ドクター的法曹として巣立っていきうる人材を選抜することを目的としている。

その内容については、法科大学院案内及び入学試験要項に明示し広く公表し、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うため、研究科委員会を決定機関とし、入試総括、入試実施担当、出題委員等を決定し、責任ある実施体制を採っている。

##### 基準 6 - 1 - 2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

##### （基準 6 - 1 - 2 に係る状況）

入学選抜にあたっては、実務法学研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、出身大学・学部を問わず、また、地域の社会人を含め、広く門戸を開放し、実務法学研究科における教育を受ける基礎的な資質としての、明確な目的意識、論理的判断力、自己表現力及び会話対応力を問う選抜試験制度、具体的には法科大学院入学適性試験に加え、小論文試験及び面接試験を実施する選抜試験方式を採用している。

##### 基準 6 - 1 - 3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

(基準6-1-3に係る状況)

まず、受験機会を9月と2月の2回に分けて行っている。募集人員60名のうち、前期日程試験で50名(その内社会人(有資格実務経験者)特別選抜10名)、後期日程試験で10名(内社会人(有資格実務経験者)特別選抜若干名)をそれぞれ募集しており、自校出身者に対する優先枠などは設けていない。

また、すべての志願者及び入学者に対して寄付等の募集は行っていない。

#### 基準6-1-4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準6-1-4に係る状況)

合否の判定においては、法科大学院入学適性試験の成績だけでなく、大学等の学業成績、志望理由書、小論文、集団面接試験を点数化し、加えて、特別評価項目として各種資格取得や社会経験をも評価することにして、多様な側面から資質・能力を試す試験方法を採用し、いわば総合力を試す試験となっている。合否判定の評価割合は、一般選抜では、法科大学院入学適性試験が50%、書類審査(学業成績・志望理由書)が10%、小論文が25%、集団面接試験が15%である。これに加算するものとして、特別評価項目が5%加わる。社会人(有資格実務経験者)選抜では、法科大学院入学適性試験が50%、書類審査(学業成績、志望理由書)が25%、集団面接試験が25%である。社会人特別選抜においても、特別評価項目が最高で5%まで加点される。

適性試験の出願資格においては、大学入試センター実施の「法科大学院適性試験」または日弁連法務研究財団実施の「法科大学院適性試験」のいずれかの「法科大学院入学適性試験」結果で出願できるようにしている。

#### 基準6-1-5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準6-1-5に係る状況)

選抜方法として、一般選抜入試に加えて、社会人(有資格実務経験者)特別選抜入試を設けている。様々な国家資格を取得してこれまでに実社会で経験を積み、活躍してきた人を多数迎え入れる趣旨である。

また、既修者認定試験を実施し、一般選抜入試・社会人(有資格実務経験者)特別選抜入試合格者の中から、既修認定の判定を行ういわゆる内部振分方式を採用している。

大学等の在学者については、入学者選抜において、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績が評価されるよう、特別評価項目制度により、各種、資格・免許取得や社会活動等が評価されるようになっており、該当する者については最高5%の加算点が加わる。

社会人等については、入学者選抜において、多様な実務経験及び社会経験等を評価できるように、社会人（有資格実務者経験者）特別選抜入試を設けている以外に、特別評価項目制度により、各種、資格・免許取得や社会経験3年以上などについても評価されるようになっており、該当する者については最高5%の加算点が加わる。

入学者選抜に当たって、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めている。

その結果、2006年度の入学者数29名の内、他学部・社会人等は18名であった。

## 6 - 2 収容定員と在籍者数

### 基準 6 - 2 - 1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

（基準 6 - 2 - 1 に係る状況）

2006年度は入学定員60名に対し入学者数は29名であり、収容定員を上回る状態ではない。

## 2 優れた点及び改善を要する点

### 優れた点

本法科大学院では、多種多様な経験・知識を有する人材を確保し幅広い専門性を持つ法曹を養成するという法科大学院制度創設の趣旨に賛同し、多様な知識・経験を有する社会人を積極的に採用することに努めている。

「一般選抜試験」においても社会人に広く門戸を開放するため、公認会計士、税理士、建築士、行政書士、医師、薬剤師、臨床心理士、システムアドミニストレータ、社会福祉士、消費生活アドバイザーの資格を有する者や3年以上の社会人（各種公務員・一般企業の社員その他）経験を有する場合、入学試験において、「特別評価項目」として満点の10%を特別に加算している。

また、「一般選抜試験」とは別に、公認会計士、司法書士、税理士、医師、薬剤師、管理栄養士等一定の資格を有し、その資格に基づき3年以上の実務経験を有する者を対象に、「社会人（有資格実務者）特別選抜試験」を実施している。

さらに、社会人が入学試験を受けやすいよう、入学試験日を土・日に設定するなどの受験上の配慮もしている。

なお、社会人が働きながら学習しやすいように、本学法科大学院では、特に5時限目の授業時間を17時40分～19時20分という遅い時間帯に設定したり、長期履修制度（修業年限4年～6年）も設けている。

これらの結果、2006年度に入学してきた学生29名中15名（52%）、2007年度に入学してきた学生36名中14名（39%）が社会人で占められるなど、他の法科大学院と比較しても、多様な人材の確保には成功しているといえる。

**改善すべき点**

本学法科大学院は、開設以来一貫して実際の入学者数が入学定員を割り込む状態が継続している（表 参照）。

表 本学法科大学院の志願者数・合格者数・入学者数の推移

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
志願者数	846人	336人	166人	110人
合格者数	108人	163人	96人	78人
入学者数	35人	40人	29人	36人

志願者数・合格者数とも前期入学試験・後期入学試験の合計数。

志願者数・合格者数とも「一般選抜試験」と「社会人特別選抜試験」の合計数（「一般選抜試験」と「社会人特別選抜試験」の重複受験を含む）。

特に、本学法科大学院の場合、法学既修者とそれ以外の者（「未修者」）を入学試験において特に区別せず、ともに「一般選抜試験」を受験させ、「一般選抜試験」合格者の中から法学既修者認定を希望する者に対して法学専門試験を課すといういわゆる「内部振り分け方式」を採用しているためもあってか、法学既修者の受験希望者自体が年々極端に減少する傾向を示している（表 参照）。

表 本学法科大学院における法学既修者認定試験の希望者数・合格者数・入学者数の推移

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
希望者数	152人	75人	35人	18人
合格者数	14人	9人	3人	4人
入学者数	3人	0人	1人	2人

希望者数・合格者数とも前期入学試験・後期入学試験の合計数。

本学法科大学院では、当初、入学定員60人のうち、未修者（3年コース）概ね40人、法学既修者（2年コース）概ね20人を予定して入学定員を設定したため、法学既修者コースの受験者数・入学者数が極めて少ないことが、本学法科大学院において、毎年、入学者実数が入学定員を大幅に割り込む最大の原因となっている。

このため、2005年度と2006年度に、それぞれ入試制度改革のための小委員会を設けてこの問題を検討してきたが、本学法科大学院においては、法学既修者として認定した者に対しては、憲法・民法・刑法その他（商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の3科目のうち法学既修者認定試験で受験した2科目）の30単位を既修認定することとしている関係上、法学既修者認定試験の合格レベルを安易に引き下げることはできないため、法学既修者試験の受験者数・合格者数を増加させるための特効薬はない状態にある。

しかしながら、法科大学院の受験者数自体が2004年度以降一貫して大幅に減少し続けていること（表 参照）や一部の大規模・有名校へ受験者が集中する傾向が年々強まっている状況を勘案するならば、本学法科大学院の入学定員、ことに法学既修者枠については抜本的な対策を早急に実施する必要があるものと思われる。

表 法科大学院適性試験受験者の推移



	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
大学入試センター	28,340 人 (本試験) 7,181 人 (追試験)	21,344 人	17,798 人	16,630 人
法務財団	13,355 人	12,249 人	9,617 人	11,213 人

## 第7章 学生の支援体制

### 1 基準ごとの分析

#### 7 - 1 学修支援

##### 基準 7 - 1 - 1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

(基準 7 - 1 - 1 に係る状況)

2006年度入学者に対しては、4日間の日程で履修ガイダンスを実施した。

入学式が行われた日は、入学手続き及び奨学金制度についての説明、さらに図書館の説明・見学を実施した。

それ以外の3日間で実施した内容は、まず、本学実務法学研究科が期待する法曹像を説明するとともに、教育方法、学習指導、学習生活について説明を行った。また、専任教員及び職員の紹介、新入生の自己紹介を行い、指導教員と学生との顔合わせ、今後の打ち合わせの時間も確保した。さらに、法情報調査(判例・文献検索方法やツールの利用案内・利用方法説明など)の基本手法について、PCやネットワークの利用などについても指導を行った。加えて、初めての試みとして実務家の講演会も実施した。

なお、各開講科目における教育目的、授業内容、教育方法や成績評価の基本的な基準(評価項目、各項目の評価割合、評価方法、最終的な成績評価基準)などの説明および指導については、昨年度から、各科目の最初の授業時に行うことにしている。

##### 基準 7 - 1 - 2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

(基準 7 - 1 - 2 に係る状況)

教員が学生の個別の質問等に応じ、学習・研究を支援するために、個別・研究指導時間を設定し時間割とともに周知している。また、各領域毎に教育補助職員(チューター)制度を導入して、当該教員が不在の場合や個別指導時間を利用できない場合に備え、学生の学習相談等を支援する体制を整えている。

学習指導等を行う場合、教員の研究室や教育補助職員(チューター)控え室等でも可能であるが、専用スペースとして、教育指導室を4室設けている。

その他、学生一人一人には、専用のメールボックスを設けており、学生への連絡や授業教材、課題レポート等の配布などにおいて活用している。

以上については、開校の2004年度以来実施しているところである。

### 基準 7 - 1 - 3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

(基準 7 - 1 - 3 に係る状況)

各領域毎に教育補助職員(チューター)制度を導入しており、当該教員が不在の場合や個別指導時間を利用できない場合に備え、学生の学習相談等を支援する体制を整えている。

以上については、開校の2004年度以来実施しているところである。

## 7 - 2 生活支援等

### 基準 7 - 2 - 1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

(基準 7 - 2 - 1 に係る状況)

学生の経済的支援のため、学費を入学金20万円、年間学費120万円と低額に設定するとともに、修学の機会をより広く提供するため、本学独自の「支給奨学金」「貸与奨学金」「同窓会貸与奨学金」制度を下記のとおり設けている。

「支給奨学金」 全額支給：120万円 10名

半額支給：60万円 10名

「貸与奨学金」 希望者には学費相当額120万円を年利1.5%で貸与

返済方法：最長20年の分割返済

「同窓会貸与奨学金」 最大で5名を限度に60万円を無利子で貸与

返済方法：最長10年の分割返済

2006年度については、これまで同様、支給奨学金の全額、半額とも各10名に支給し、その他の学生においても、本学「貸与奨学金」「同窓会貸与奨学金」「日本学生支援機構」の奨学金を利用しており、経済的支援が必要な学生における奨学金制度は充実している。

経済的支援、学習相談以外の健康相談や生活相談においては、授業期間中は週1回、休暇期間中は1～2回、カウンセラーによる相談日を設け相談助言を行っている。

## 7 - 3 障害を持つ学生に対する支援

### 基準 7 - 3 - 1

身体に障害を持つ者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害を持つ学生について、施設及び整備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準7-3-1に係る状況)

2006年度においては、これまで同様、受験生には身体に障害を持つ学生はいなかったが、身体に障害を持つ学生の受験希望があった場合、配慮する体制が整っている。現時点においては身体に障害をもつ在籍者はいないが、今後そのような学生が入学してきた場合、その学生の障害の状況に応じた支援を最大限配慮する方針であり、特にこの点については、口頭ではあるものの、学長(当時)から予算措置を講じて配慮すると約束を取り付けている。

#### 7-4 職業支援(キャリア支援)

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

(基準7-4-1に係る状況)

2006年度入学の学生も、これまでの学生と同様に、法曹を目指し勉学に励んでいるため、その目的達成のために必要な教育、指導、助言、情報提供に力を入れているが、今後とも各学生の進路希望にそった情報の収集・提供、指導、助言に努めていく所存である。

## 2 優れた点及び改善の要する点等

### 優れた点

学生の支援体制としては、前出したように、履修ガイダンスの実施、教育補助職員(チューター)制度の導入、学生一人ひとりへの専用メールボックスの設置、ロッカーの貸与、支給奨学金及び貸与奨学金の制度完備などを具体的にパンフレット等で受験者及び学生に約束してきたが、それらを全て実行し、約束を果たしてきている。

### 改善を要する点

教育補助職員制度については、本来、学生一人ひとりの自主的な学習を支援するために設けられたものであり、領域毎に教育補助職員を配置してきたが、学生が教育補助職員にあまりにも依存してしまい、教育補助職員制度としての本来の成果があがっているのか、疑問が生じている。したがって、今後は、教育補助職員の配置を、全ての科目領域ではなく、例えば法律基本科目に限定するなどして見直しを行う必要があるかもしれない。

また、支給奨学金については、入学者が定員を割り込んでいるため、成績が特別優秀であるとは言いがたい学生にまでその支給がなされるに至っており、貸与奨学金とは別に支給奨学金を設けている趣旨が発揮されていないようである。したがって、今後は、入学時は別にして、一定の基準を超える優秀な成績の者だけに支給されるよう見直しを

行う必要があるかもしれない。

## 第8章 教員組織

### 1 基準ごとの分析

#### 8 - 1 教員の資格と評価

##### 基準 8 - 1 - 1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準 8 - 1 - 1 に係る状況)

法科大学院設置認可時に、最低必要な専任教員数 12 人を上回る 20 名の教員を配置し、専任教員 1 人当たりの学生収容定員 15 人以下という点についても平均 4.6 人という指導体制を整えている。

##### 基準 8 - 1 - 2

基準 8 - 1 - 1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専門教員として専攻ごとに置かれていること。

(基準 8 - 1 - 2 に係る状況)

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する設置認可において審査に合格した教員であり、昨年度は設置申請資料を参照。本年度以降については、その後の教育又は研究上の業績を集約し開示していく。
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者  
(1)と同様。完成年度以降については、その後の学外での公的活動や社会貢献活動についても集約し開示していく予定である。
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者  
大学設置基準通り。

##### 基準 8 - 1 - 3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8 - 1 - 3 に係る状況)

「神戸学院大学大学院実務法学研究科（法科大学院）教育職員規程」を制定し適切に評価するための体制を整えている。

(資料 1 参照)

## 8 - 2 専任教員の配置と構成

## 基準 8 - 2 - 1

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8 - 2 - 1 に係る状況)

2004年度：専任教員19名 教授18名、助教授1名

2005年度：専任教員21名 教授20名、助教授1名

2006年度：専任教員20名 教授19名、助教授1名

法律基本科目(憲法、行政法、民法、商法、刑法、刑事訴訟法)担当者各科目毎に1名以上の専任教員を配置しており、さらに展開・先端科目の重点科目(労働法、知的財産法、国際取引法)においても専任教員を配置し学生の指導体制を整えている。

なお、民事訴訟法については専任教員の転任に伴い、兼任教員により行っているが、早急に補充する予定である。

専任教員一覧を参照(資料2)

## 基準 8 - 2 - 2

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8 - 2 - 2 に係る状況)

法律基本、実務基礎、展開・先端科目において、本学の理念・教育目的に照らし適正に配置しており、平均年齢50歳と年齢構成上も適正である。

## 8 - 3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

## 基準 8 - 3 - 1

基準 8 - 2 - 1 に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8 - 3 - 1 に係る状況)

2006年度専任教員20名中、1名は研究者と実務家(弁護士)両方の経験を有し、4名は実務家(弁護士)教員として、高度の実務の能力を生かした科目を担当している。

(資料2参照)

基準 8 - 3 - 2

基準 8 - 3 - 1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8 - 3 - 2 に係る状況)

8 - 3 - 1 のとおり法曹としての経験を有する者である。

8 - 4 専任教員の担当科目の比率

基準 8 - 4 - 1

各法科大学院における教育上主要と認められる科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準 8 - 4 - 1 に係る状況)

特に重要である法律基本科目群、実務基礎科目群には原則として専任教員を配置し、展開・先端科目群の重点科目も専任教員による指導体制を執っている。

8 - 5 教員の教育研究環境

基準 8 - 5 - 1

法科大学院の教員の授業負担は、各年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8 - 5 - 1 に係る状況)

2004年度、2005年度及び2006年度とも全教員20単位以下で適正である。

基準 8 - 5 - 2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8 - 5 - 2 に係る状況)

国内及び海外研究等は本学内規則上は可能であるが、完成年度までは法科大学院教育に専念することを主目的としているため、長期の研究は見合わせている。その間は規則に定められている短期、特別研究制度の活用を考えている。完成年度以後については、教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて国内外を問わず研究専念期間が確保されるよう要望していきたい。



**基準 8 - 5 - 3**

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8 - 5 - 3 に係る状況)

教育研究上の職務を支援・補助するため、2004年度は事務職員5名、教育準備・研究支援室職員2名(交代制)、教育補助職員(チューター)5名、2005年度は事務職員5名、教育準備・研究支援室職員2名(交代制)、教育補助職員(チューター)8名、2006年度は事務職員5名、教育準備・研究支援室職員2名(交代制)、教育補助職員(チューター)10名、が配置されている。

**2 優れた点及び改善を要する等****優れた点**

教員の教育指導能力は、創設以来、適切に評価され、その評価体制も整っている。実務家教員の能力・経験に問題はなく、各教員は、適正な授業負担に止まっている。その結果、各法領域の年次進行に伴う教育目標を達成している。

**改善を要する点**

業績等指導力を有することは確認済みであるが、それを Web サイトに兼任教員を含む教員サイトに情報開示する点につき、徹底されていない状態であり、強制することを含めて検討する必要がある。

また、教員の研究専念期間が確保されるよう、実施に向けての努力が必要である。

## 第9章 管理運営等

## 1 基準ごとの分析

## 9 - 1 管理運営の独自性

## 基準 9 - 1 - 1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準 9 - 1 - 1 に係る状況)

「神戸学院大学大学院実務法学研究科(法科大学院)規則」「神戸学院大学大学院実務法学研究科(法科大学院)委員会規則」に基づき適切に運営されている。

(資料 3、4 参照)

## 基準 9 - 1 - 2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準 9 - 1 - 2 に係る状況)

法科大学院生の教育および学生生活、教員の教育研究に支障が生じることがないようにするため、法科大学院専用事務室を設置し、事務室専従職員 5 名、教育準備・研究支援室職員 2 名(交代勤務)、教育補助職員(チューター) 10 名、図書館職員 6 名(業者委託)および警備員 4 名(業者委託)、清掃員 3 名(業者委託)を配置し、万全の支援体制を執っている。

## 基準 9 - 1 - 3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

(基準 9 - 1 - 3 に係る状況)

予算要求においては、予算折衝(ヒアリング)制度が設けられている。2004年度実務法学研究科への予算配当額は73,427,000円。2004年度は開設年度であったため、支出が想定できなかった経費については随時追加配当処置で対応。

2005年度実務法学研究科への予算配当額は79,384,000円、2006年度のそれは、72,326,000円。その他法人直接支出経費として、人件費、広報費、施設管理修理・工事、清掃・警備経費等が支出されている。

## 9 - 2 自己点検及び評価

### 基準 9 - 2 - 1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準 9 - 2 - 1 に係る状況)

毎年自己点検を行いその結果を公表する予定である。第1回目は2004年度、2005年度の2年間をまとめて2006年11月10日にHP上に公表。

### 基準 9 - 2 - 2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

(基準 9 - 2 - 2 に係る状況)

法科大学院独自で自己点検評価制度委員会を設け自己点検を行う実施体制を整えている。

### 基準 9 - 2 - 3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

(基準 9 - 2 - 3 に係る状況)

教育活動等の改善に供するため、FD委員会を設置し、FD委員会主導で教育方法研究会で検討・改善を図るようにしている。2004年度・2005年度の教育方法研究会は別紙資料を参照。2006年度は、8月29日(火)に「授業改善について」をテーマに実施した。

(資料5参照)

### 基準 9 - 2 - 4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 9 - 2 - 4 に係る状況)

現時点では、本法人関係者以外の者による検証を行う制度が確立されていないが、団体代表者及び個人に委嘱して検証することを検討しているところである。

## 9 - 3 情報の公表

## 基準 9 - 3 - 1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準 9 - 3 - 1 に係る状況)

法科大学院における教育活動等の状況について、ブックレットを刊行し、ウェブサイトにてタイムリーな開示を行うことによって、積極的に情報を提供している。

(参照：ブックレット及び <http://www.kobegakuin.ac.jp/law-school/index.html>)

また、教育内容を適宜、公表している。その他、大学説明会やシンポジウム等を開催し広く社会へ周知を図っている。

## 法科大学院入試説明会プログラム

日時：2006年7月16日(日) 13時～16時30分

場所：神戸学院大学 長田キャンパス 法科大学院

内容：入試概要説明、奨学金の説明、施設・設備説明・施設見学

入学予定者事前学習指導

実施日程(前期)：2006年11月～2007年2月の各土曜日

	13:30～15:00	15:20～16:50
11/11(土)	法学基礎 (秋野教授)	法学基礎 (秋野教授)
11/18(土)	憲法 (岡本教授)	憲法 (岡本教授)
11/25(土)	憲法 (岡本教授)	民法 (増成教授)
12/2(土)	民法 (増成教授)	民法 (増成教授)
12/9(土)	刑法 (大山教授)	刑法 (大山教授)
12/16(土)	刑法 (大山教授)	
1/13(土)	刑事訴訟法 (山名教授)	刑事訴訟法 (山名教授)
1/20(土)	民事訴訟法 (山本教授)	民事訴訟法 (山本教授)
1/27(土)	会社法 (今川教授)	会社法 (今川教授)
2/3(土)	行政法 (乙部教授)	行政法 (乙部教授)

実施日程(後期)：2007年3月

	13:30～15:00	15:20～16:50
3/19(月)	法学基礎 (秋野教授)	法学基礎 (秋野教授)
3/20(火)	憲法 (岡本教授)	憲法 (岡本教授)
3/22(木)	憲法 (岡本教授)	民法 (田中教授)
3/23(金)	民法 (田中教授)	民法 (田中教授)
3/26(月)	刑法 (大山教授)	刑法 (大山教授)
3/27(火)	刑法 (大山教授)	

3/28(水)	民事訴訟法 (角森教授)	民事訴訟法 (角森教授)
3/29(木)	刑事訴訟法 (山名教授)	刑事訴訟法 (山名教授)
3/30(金)	会社法 (今川教授)	会社法 (今川教授)
3/31(土)	行政法 (乙部教授)	行政法 (乙部教授)

### 基準 9 - 3 - 2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

(基準 9 - 3 - 2 に係る状況)

重要事項を記載した文書の公表をブックレットで行っている。概要は、以下の通りである。

- (1) 設置者：神戸学院大学
- (2) 教育上の基本組織：神戸学院大学法科大学院
- (3) 教員組織：専任教員 20 名他、兼担、客員教授 (2006 年 5 月 1 日現在)
- (4) 収容定員：60 名 在籍者数：92 名 (2006 年 5 月 1 日現在)
- (5) 入学者選抜：前期後期、一般選抜社会人選抜
- (6) 標準修了年限：3 年
- (7) 教育課程及び教育方法：既修者 2 年、未修者 3 年で、ロイヤーになるための教育を段階を踏んで教育している。また、ホームドクター的法曹と先端的領域を担う法曹を目指す院生に、必要な教育を、ソクラテスメソッド、ロールプレイ方式、エクスターン教育を含め、少人数で実践的に行っている。
- (8) 成績評価及び課程の修了：厳格な成績評価を、公正な評価基準の下で行っている。
- (9) 学費及び奨学金等の学生支援制度：課程修了まで変わらない学費を公開し、関西私学では最も廉価な学費となっている。院生には指導担任制度のもと、履修等につき適切なアドバイスを行い、チューター制度のもと初学者にも対応している。支給奨学金、貸与奨学金、同窓会貸与奨学金によって手厚い奨学金制度となっている。
- (10) 修了者の進路及び活動状況：2007 年 3 月修了者 18 名。新司法試験 11 名受験。(短答式合格 7 名、最終合格 4 名)。

### 9 - 4 情報の保管

#### 基準 9 - 4 - 1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 9 - 4 - 1 に係る状況)

自己点検及び評価に関する文書並びにブックレット等、公表に係る文書を保管している。評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から 5 年間保管する予定である。評価機関の求めがあれば、すみやかに提出できるよう、法科大学院事務局で保管して

いる。今後も評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、保管する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 優れた点

情報の公表につき、法科大学院のスタッフ全員に、正確でタイムリーな情報開示の徹底が、浸透している。コンプライアンスの基本としての開示によって、社会に理解を得ることに努めている。

### 改善を要する点

本学以外の識者による、いわゆる「外部認証評価」ができていない。早急に実施体制を整える必要がある（2007年度には実施する予定である）。

## 第10章 施設、設備及び図書館等

## 1 基準ごとの分析

## 10 - 1 施設の整備

## 基準10 - 1 - 1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

(基準10 - 1 - 1に係る状況)

施設の床面積は7,279平方メートルで、法科大学院での教育、学習のために、以下の設備を設けている。

## 1. 講義室

法科大学院の授業は、一方的な講義形式で行われるのではなく、双方向的な対話形式で行われるのが原則である。そこで、講義室の机は教卓を中心に扇状に配置され、また後方の座席は前方より若干高く設置されることにより、双方向的な授業がより有効に行われるよう配慮されている。講義室は比較的大人数の授業を行うための部屋で、50名程度での講義を予定しており、最大で65名の収容が可能である。講義室は3室設けられており、面積は141平方メートル～165平方メートルである。

講義室は、多様な教育方法に対応できることを目的として設計されている。授業においては、ビデオやDVDなどのメディアを活用したり、あるいはコンピュータを活用したプレゼンテーションや資料の提示を行うことがいっそう教育効果を高めると予想される。そのため、講義室はホワイトボード以外に100インチのスクリーンを備えており、天井の液晶プロジェクタからさまざまなものが投影できるようになっている。教卓の横には、プロジェクタ入力の切替器・ビデオやDVDが再生できるプレーヤー、ノートパソコンからのビデオ信号を受け入れるコネクタなどが配置されたボックスが設置されている。そこからプロジェクタを通じて、ビデオ、DVD、CDのメディアを投影できるほか、プレゼンテーションやインターネットを経由した動画のストリーミングなど、教員のノートパソコンの画面に表示できるものはすべて投影することが可能になっている。

さらに、今後はノートパソコンを前に置いて授業を受ける風景もいっそう一般化してくるものと思われる。そのため、すべての席にネットワークコネクタと電源が設けられており、受講者がノートパソコンを利用して外部の情報を入手したり指定された資料を表示しながら有効に学習できるような環境が準備されている。

## 2. 演習室

演習室は少人数の授業を行うための部屋で、15名から20名程度の授業を予定し、最大限で25名の収容が可能である。演習室も、講義室と同様に一方的な講義形式ではなく、双方向的な対話形式および学生間の討論形式での授業が有効に行われるように、教卓を中心に扇状にU字型に机が配置されている。演習室は4室設けられており、面積は74平方メートル～77平方メートルである。

演習室も、多様な教育方法に対応できることを目的として設計されていることは講義室と同様である。授業においてビデオやDVDなどのメディアを活用したり、あるいはコンピュータを活用したプレゼンテーションや資料の提示を行うことが可能となるよう、ホワイトボード以外に75インチのスクリーンを備えており、天井の液晶プロジェクタからさまざまなものが投影できるようになっている。教卓の横には、プロジェクタ入力の切替器・ビデオやDVDが再生できるプレーヤー、ノートパソコンからのビデオ信号を受け入れるコネクタなどが配置されたボックスが設置されている。そこからプロジェクタを通じて、ビデオ、DVD、CDのメディアを投影できるほか、プレゼンテーションやインターネットを経由した動画のストリーミングなど、教員のノートパソコンの画面に表示できるものはすべて投影することが可能になっている。

部屋の規模に関係なく、今後はノートパソコンを前に置いて授業を受けることがいっそう普及するものと思われる。そのため、すべての席にネットワークコネクタと電源が設けられており、受講者がノートパソコンを利用して外部の情報を入手したり指定された資料を表示しながら有効に学習できるような環境が準備されている。

## 3. 法廷教室

法科大学院の教育において、法廷教室における演習は不可欠であり、特に民事裁判の実務、刑事裁判の実務等の実務基礎科目では、法定教室を使用した授業を予定している。法廷教室は、一般の法廷を模した模擬法廷演習室と、円卓のあるラウンドテーブル法廷演習室がある。

模擬法廷演習室は107平方メートルの部屋で、通常の法廷における訴訟活動の演習を行う。模擬法廷演習室には、34席の傍聴席のほか、裁判官席の背には合議室が設けられている。合議室における合議の様子は、ビデオカメラを通じて法廷内のテレビで見ることが可能になっており、合議室でどのような合議が行われているか、あるいは自分たちの行った訴訟活動がどのように評価されるかなどを法廷内の受講者は知ることができる。

法廷全体の様子は、ビデオカメラで撮影され、録画することが可能となっている。録画されたものは天井の液晶プロジェクタからスクリーンに投影することが可能である。録画を続けながら先ほど録画したものを投影できるので、受講者は自分たちの行った訴訟活動を即座に客観的に見ることにより、いっそう充実した演習を行うことが可能となる。天井の液晶プロジェクタからは、録画した演習の様子以外にも、他のビデオ等のメディアや教員が接続したパソコンのスクリーンなどさまざまなものを投影することができ、演習をいっそう効果的に行えるよう配慮されている(2



009年5月までに開始される裁判員制度に向けて法廷教室の改修工事を予定している)。

実務においては、公開の法廷で行われるものだけでなく、非公開で行われる手続も重要な位置を占めている。そこで、模擬法廷演習室の他にラウンドテーブル法廷演習室を設け、和解、家事調停等の演習を行えるようにした。

ラウンドテーブル法廷演習室は72平方メートルの部屋で、円卓の周囲に10席を配置しているほか、24席の傍聴席も設けられている。円卓部分はビデオカメラで撮影し録画することができるようになっており、録画を続けながら行った演習をスクリーンに投影して演習を客観的に評価することが容易になっているほか、他のビデオ等のメディアを投影して、演習の効果を高めることが可能となっている。

#### 4. フリースペース

法科大学院の双方向的な授業には扇状に机が配置されているのが最適であるが、自主的な勉強会、小規模な講演会、会議などに使えるように、机の配置を自由に変更できる部屋があることも、柔軟で効率的な教育を行うために有効である。

そこで、特定の用途に利用が限定されないフリースペースを設けた。フリースペースは大小2部屋あり、1つは講義室の大きさと149平方メートル、他は演習室の大きさと77平方メートルである。コンピュータの利用が制限されないように、床はフリーアクセスとなっており、それぞれ26個のネットワークコネクタが床に埋め込まれている。フリースペースはさまざまな用途を予定しているので、教卓や机などは固定して設置されず、移動式の会議机と椅子が置かれる。

#### 5. 図書館(自習室)

10-3 図書館の整備に記載 (参照)

#### 6. 教育指導室

教員が個別の質問等に応じ、学習・研究を支援するための専用スペースとして、教育指導室が4室設けられている。教員の研究室は、質問等を受け付けるには必ずしも最適の場所とはいえない場合もあり、また、専任でない教員からも落ち着いて教育指導を受けられることが好ましいことは明らかであるので、専用のスペースを設けることにした。これによって、学習・研究の支援がいっそう有効に行われることが期待される。教育指導室の面積はすべて8平方メートルで、机と椅子が置かれるほか、ネットワークの利用も可能となっている。

#### 7. 教育準備・研究支援室

主として授業用教材の作成を行うため、教育準備・研究支援室が設けられている。コンピュータとカラープリンタ、コピー機、印刷機など、教材作成用の機材が設置され、教材の作成と学生への配布に当たる人員が配置されている。

## 8. 研究室

専任教員には各自に約 24.8 平方メートルの研究室が設けられており、基本的な書架、机、ミーティングテーブル、ロッカー、洗面所が設置され、教育・研究に適したスペースと設備が整っている。

### 10 - 2 設備及び機器の整備

#### 基準 10 - 2 - 1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準 10 - 2 - 1 に係る状況)

設備および機器の整備においては、10 - 1 のとおり整備されており、教員においては各研究室に各 1 台のパソコン、研究室エリアにコピー機 1 台が設置されている。

学生においては学生利用コピー機 1 台が設置され、年間一人 1200 枚までは無料で利用でき、パソコン室のプリントアウトも無料である。その他、教育、事務等共通で印刷室に印刷機、紙折り機、裁断機、帳合機などが設置されており、教育・研究その他業務を効果的に行えるよう整備されている。

### 10 - 3 図書館の整備

#### 基準 10 - 3 - 1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準 10 - 3 - 1 に係る状況)

#### 1. 神戸学院大学法科大学院図書館の理念・役割

神戸学院大学法科大学院図書館（正式名称：神戸学院大学実務法学研究科（法科大学院）図書館）は、法科大学院の法律専門図書館として、法律に関するあらゆる文献・資料を、紙媒体のみならず電子媒体をも含めて収集・整理し、法科大学院学生・教職員をはじめとする関係者の利用に供し、法律の専門図書館たらしめんとすることを目標としている。

#### 2. 開設に至るまでの状況

神戸学院大学では、法学部がすでに 40 年を超える歴史を有しており、その間に、神戸学院大学図書館有瀬館（以下、有瀬図書館）および法学部資料室において、法律関係の専門図書、判例集、和洋雑誌、全国各地の大学紀要など、稀少文献も含め相当多数の文献・資料を蓄積し、所蔵するに至っていた。しかし、法科大学院は、法学部

及び有瀬図書館が存立するキャンパスとは別のキャンパスに新設され、また、有瀬図書館・法学部資料室所蔵の文献・資料は法学部学生の利用のためにもともと存するとの理由から、これらの文献・資料を法科大学院図書館に移動することができなかった。このような理由から、法科大学院図書館としては、法律関係の教科書、体系書、専門図書、判例集、雑誌などを一から集めなければならなかった。

法科大学院図書館では、法科大学院の開設にあたり、法科専門図書館として必要な文献・資料を一から収集する作業を始めたが、予算の制約もあり、上述の理想とする法科専門図書館を直ちに達成することはできなかった。そこで、開設にむけての文献・資料収集の最小限もらしてはならない目標として、法科大学院の1年次生、2年次生が法律の基礎を学ぶ上で必要な基本書・体系書・判例集・法律雑誌を欠かさず収集することにおいた。

雑誌は発刊号からのバック・ナンバーをも紙媒体で揃える方針で望んだが、一部に欠号があり、不足部分は、電子媒体で補っているところもある。

### 3. 施設概要

図書館は、単に図書を提供する場所ではなく、図書館内の図書や設置されたコンピュータを通じて自由に情報を収集し、有効に自主的な学習が行える場所として設計されている。図書館は1階と地階の2層からなっており、1階部分の面積は941平方メートルで、利用頻度の高い図書17,000冊を収容する書架が置かれる以外は、自習用のスペースならびにパソコン室、AV室といった学習用スペースが大部分を占めている。地階の面積は556平方メートルで、10万冊を収容することが可能な開架の書庫となっている。十分な学習ができるよう、図書館の開館時間は平日及び土曜日は午前8時から午後11時まで、日曜日は午前9時から午後9時まで開放している。図書館1階の自習スペースは、静かに学習できるようにノートパソコンの利用が禁止されるエリアと、ノートパソコンを利用して学習できるエリアとに分けられている。ノートパソコンの利用が禁止されるエリアには78席が設けられており、ノートパソコンを利用できるエリアにはネットワークコネクタと電源を備えた机が43席設けられている。

パソコン室には、52席のうち40席にデスクトップパソコンが設置されており、インターネットへのアクセスや図書館の蔵書検索はもちろん、判例や文献のデータベースの検索が可能となっている。また、デスクトップパソコンの半数では、PDF化された雑誌のデータベースも利用可能となっている。デスクトップパソコンには標準的なオフィスソフトウェアもインストールされているので、レポートの作成等も当然可能である。パソコン室は、学年始めに行われる法科大学院のネットワークや検索ソフトの利用についてのガイダンスにも利用される。デスクトップパソコンが設置されていない残り12席は、ノートパソコンを利用できる自習スペースと同じ扱いになる。

AV室には、ビデオやDVDなどのメディアを視聴して学習することができるよう、テレビとデッキを備えた席が20席設けられている。

## 4. 2004年度、2005年度の取り組み

2004・5年度自己点検報告書参照。

## 5. 2006年度の取り組み

## (1) 現状

2006年度末における法科図書館の書籍・雑誌の所蔵数は次のとおりである。

図書	和書	16828冊	(内参考図書	489冊)	【製本雑誌4,000冊を含む】
	洋書	1235冊	(内参考図書	78冊)	
雑誌	製本	121誌	(製本雑誌	約4,000冊)	
	内継続購入	82誌	(寄贈	4誌 / 週刊誌	11誌 / 年刊誌
	紀要	32誌	(「神戸学院法学」	含)	
	新聞	6紙			

2005年度末と比べると、数字の上では大幅な伸びはみられないけれども、図書においても雑誌においてもその質と数は着実に増加しており、一定の充実をみたということができよう。

## (2) 2006年度に取り組んだこと

まず、昨年度の自己点検評価で課題とされた蔵書数を増やす活動である。憲・民・刑・商・民訴・刑訴・行政法といった基本法律科目群に属する科目に関する図書はいうまでもないが、新刊書を中心に1年を通して継続して充実を図る努力をしてきた。この点では、図書委員だけでなく、当該科目担当教員のところで未所蔵図書について継続的に発注をかける努力を促してきた。それに加え本年度は、基礎法学隣接科目の国際法、法史学に関する図書、展開・先端科目の経済法に関する図書の充実にも力を注いだ。これらの分野に関しては、昨年度と比較すれば、かなりの充実が図られたと評価できるであろう。

次に、2006年度の活動として記しておくべきは、昨年度に課題として指摘された継続刊行物の製本を実施したことである。これは2005年度の自己点検評価において、早急に実現されるべき課題として指摘のあった事項である。これにより、雑誌の散逸を防ぎ、保管がよりよくできるようになったといえよう。

さらに、2004年4月の全国的な法科大学院開設以降、いくつもの法科大学院においていわゆるロー・レビューが発刊されてきた。これらは本学にも寄贈されてきていた。昨年までは、受付カウンターで閲覧を申請するという方法でしか手にすることができなかったが、本年度からは図書館雑誌棚に整理して配架した。

ところで、2007年4月には神戸学院大学ポートアイランドキャンパスがオープンする。それに伴い、神戸学院大学の図書館は、有瀬キャンパス館とポートアイランドキャンパス館、そして法科図書館の三つに分かれる。ポートアイランドキャンパス館の新設により学内図書館の相互利用の増加が予想されたため、2006年度中に、全学図書館運営委員会で「キャンパス間における相互利用(学内ILL)に関する取り扱い要項」

が定められた。これによって、これまで必ずしも明確にはされていなかった学内図書館の相互利用がルール化された。取り扱い要項8条によると、法科図書館からの学内他キャンパス図書館への文献複写依頼（学内ILLによる文献複写）には、モノクロで10円、カラーで50円の複写料が必要となる。昨年度の自己点検評価でも記されているように、法科図書館所蔵の法律学習用雑誌には、法科開設時にバックナンバーを新規に購入したという経緯もあって、2000年から2003年における欠号が多数みられる。この点では、法科院生の学修上の不便が心配される。そこで、法科大学院においては、法科院生に貸与されたコピーカードで許された無償コピーの限度枚数を超えた場合にその利用料を徴収する形で学内ILLによる文献複写料を徴収することとして便宜をはかった。

### （3） 課題

法律雑誌については、この3年で一定程度の充実を実現してきたが、それでもなお、バックナンバーにおける欠号が存する。法律雑誌の電子媒体化がすすんでいるので、バックナンバーの欠号部分を補充するためにも電子媒体でのアクセス充実が課題としてあげておくべきであろう。

神戸学院大学大学院実務法学研究科(法科大学院)教育職員規程

2004年4月1日  
制定

(組織)

第1条 実務法学研究科(法科大学院)(以下「研究科」という。)における教育職員の採用又は昇任については、研究科長又は3名以上の研究科委員会(以下「委員会」という。)構成員の発議により、3名以上の選考委員会を組織する。

(業務)

第2条 選考委員会は、本規程第6条に定める選考基準に基づき必要な資料の調査にあたり調査結果を委員会に報告する。

(審議)

第3条 委員会は選考委員会からの報告を受けて審議し、その可否を決定する。

(議決)

第4条 前条の決定は、投票によるものとし、3分の2以上の構成員が出席して、その3分の2以上の賛成を要する。

(報告)

第5条 委員会が採用又は昇任を議決したときは、研究科長はその旨を学長を通じ大学院委員会に報告する。

(選考基準)

第6条 研究科の教育職員の選任は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 専攻分野について教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 2 前項により選任される教育職員のうち一定数は、高度の実務上の能力と経験を有する者(以下「実務家教員」という)とする。
- 3 実務家教員のうち一定数は、一般の専任教育職員とは異なる勤務形態により勤務する者とし、みなし専任教員という。

(みなし専任教員)

第7条 前条第3項に定める教育職員は、通年6単位の授業負担及びその他の専任教育職員としての職務を行うものとする。

- 2 前項に定める教育職員の給与等については別に定める。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則(2006年7月27日)

この規程は、2006年7月27日から施行する。

## 2006年度神戸学院大学法科大学院専任教員名簿

	氏名	区分	職名	科目群	科目
	岡本篤尚	専任	教授	法律基本	・憲法 ・公法総合
	上脇博之	専任	教授	法律基本	・憲法 ・憲法 ・公法総合
	乙部哲郎	専任	教授	法律基本 展開・先端(選択)	・行政法 ・公法総合 ・行政救済法
	大島俊之	専任	教授	法律基本 展開・先端(選択)	・民事法総合 ・家族法
	増成牧	専任	教授	法律基本	・民事法総合
	田中康博	専任	教授	法律基本	・民事法総合 ・民法 ・相隣関係法
	今川嘉文	専任	教授	法律基本 展開・先端(選択)	・会社法 ・民事法総合 ・証券取引法
	野田輝久	専任	助教授	法律基本	・民事法総合
	山本浩美	専任	教授	法律基本 展開・先端(選択)	・民事訴訟法 ・民事法総合 ・環境法
	大山弘	専任	教授	法律基本	・刑法 ・刑法 ・刑事法総合
	秋野成人	専任	教授	法律基本	・刑事法総合
	山名京子	専任	教授	法律基本	・刑事訴訟法 ・刑事法総合
研究者・弁護士	馬渡淳一郎	専任	教授	展開・先端(重点) 展開・先端(選択)	・労働法 ・社会保障法
	小橋馨	専任	教授	展開・先端(重点) 展開・先端(選択)	・知的財産法 ・サイバー法
	加藤亮太郎	専任	教授	展開・先端(重点) 展開・先端(選択)	・国際取引法 ・国際私的紛争処理 ・国際企業法務
	小櫻純	専任	教授	展開・先端(選択)	・企業年金法
弁護士	丹治初彦	実務家 専任	教授	実務基礎	・刑事訴訟実務 ・法曹倫理 ・イクスタンシップ
弁護士	樺島正法	実務家 専任	教授	実務基礎	・民事訴訟実務 ・民事訴訟実務 ・イクスタンシップ
弁護士	児玉実史	実務家 みなし専任	教授	展開・先端(選択) 実務基礎	・執行・保全法 ・倒産処理法 ・イクスタンシップ
弁護士	多田徹	実務家 みなし専任	教授	実務基礎	・刑事訴訟実務 ・イクスタンシップ

## 神戸学院大学大学院実務法学研究科(法科大学院)規則

2004年4月1日  
制定

## (趣旨)

第1条 この規則は、神戸学院大学大学院学則(以下「学則」という。)に基づいて、神戸学院大学大学院実務法学研究科(法科大学院)(以下「研究科」という。)の入学、授業及び所要単位の修得等に関する事項を定めることとする。

## (委員会)

第2条 研究科に、研究科の教育・研究に関する事項を審議するため、実務法学研究科(法科大学院)委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

## (研究科長)

第3条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、委員会を主宰し、その運営にあたる。

## (入学)

第4条 入学者の選考は、統一適性試験、学力検査の結果及び出身大学の学長又は学部長の作成する調査書等を総合して行う。

2 学力検査の方法、その期日等については別に定める。

3 選考の結果、法律学の基礎的な学識を有すると認める者は法学既修者とし、1年在学したものとみなし、在学期間に算入する。

4 学則第3条の2に基づき、標準修業年限3年を超えて修業年限を4年、5年及び6年に延長する長期履修制度を適用することが適切かつ合理的であり、教育上有益であると認められるときは、修業年限を4年、5年及び6年として入学を許可することができる。

5 前項の長期履修制度に関する事項は、別に定める。

## (授業科目及び単位数)

第5条 研究科の授業科目は、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群によつて構成する。

2 研究科において開講する授業科目、その単位数及び配当年次は、別表のとおりとする。この場合の単位の基準は、毎週1時間15週の授業をもつて1単位とする。

## (授業実施の基準と履修方法)

第6条 授業は、おおむね次の基準により実施する。

(1) 4単位科目 毎週2時間通年又は毎週4時間半期とする。

(2) 2単位科目 毎週2時間半期とする。

(3) 集中講義 教育上特に必要と認めるときは、集中講義とすることができる。

2 学生は、履修しようとする授業科目を別に指定する期日までに研究科長に届け出なければならない。

3 各学年の履修科目の合計単位数は36単位以内(法学既修者は40単位以内)とする。ただし、集中講義についてはこの限りではない。

4 学生が本学の他の研究科が開講する授業科目の履修を希望するときは、研究科長を経て、履修を希望する当該研究科の研究科長の許可を受けるものとする。

5 学生が、相当な事由に基づき標準修業年限を超えて研究科の教育課程を履修し、修了しようとするときは、別に指定する期日までに研究科長に申し出なければならない。

## (所要単位の修得)

第7条 研究科を修了するための所要単位は、94単位以上とし、内訳は次のとおりとする。

(1) 法律基本科目群 60単位以上

(2) 実務基礎科目群 10単位以上

(3) 基礎法学・隣接科目群 4単位以上

(4) 展開・先端科目群 20単位以上

2 法学既修者が修得したとみなす単位は、法律基本科目の基礎科目のうち研究科の指定する30単位とする。



(単位修得の認定)

第8条 各履修科目の単位修得の認定は、その授業の終了した学期末又は学年末に行う。

- 2 前項の認定は、筆記試験、授業時の寄与度、課題の評価等を総合的に評価して行うものとする。
- 3 学生が、他の大学院(外国の大学院を含む。)において修得した単位を研究科の履修科目の単位として認定することを希望するときは、別に定める期日までに研究科長にその旨を申請しなければならない。

(成績)

第9条 各授業科目の成績は秀、優、良、可、不可をもつて表示し、可以上を合格とし、不可を不合格とする。

(法令遵守・守秘義務)

第10条 研究科の学生は、日本国憲法及び日本国の法令並びにその他本学、研究科の定める諸規定等を誠実に遵守しなければならない。

- 2 研究科の学生は、授業等において知ることのできた個人情報等の秘密を漏らしてはならない。
- 3 前項の守秘義務に関する事項は、別に定める。

(改正等)

第11条 この規則の改正のほか、この規則の実施について必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この規則は、2004年4月1日から施行する。

附 則(2004年4月1日)

この規則は、2004年4月1日から施行する。

別表 実務法学研究科開講科目

科目群	科目区分	開講科目	単位数	配当年次	
法律基本 科目群	基礎科目	憲法	2	1年次	
		憲法	2	1年次	
		憲法	2	1年次	
		行政法	4	2年次	
		民法	4	1年次	
		民法	2	1年次	
		民法	4	1年次	
		商法	4	1・2年次	
		刑法	2	1年次	
		刑法	4	1年次	
		民事訴訟法	4	1・2年次	
		刑事訴訟法	4	1・2年次	
		総合科目	公法総合	2	2年次
	公法総合		2	2年次	
	公法総合		2	3年次	
	民事法総合		2	2年次	
	民事法総合		2	2年次	
	民事法総合		2	2年次	
	民事法総合		2	2年次	
	民事法総合		2	3年次	
	民事法総合		2	3年次	
	民事法総合		2	3年次	
	実務基礎 科目群	必修科目	民事訴訟実務	2	2年次
刑事訴訟実務			2	2年次	
法曹倫理			2	3年次	
選択必修 科目		民事訴訟実務	2	2年次	
		民事訴訟実務特別講義	2	2年次	
		刑事訴訟実務	2	3年次	
		企業法務	2	3年次	
		エクスターンシップ	2	3年次	
		基礎法 学・隣接科 目群	法史学	2	1・2・3年次
			法哲学	2	1・2・3年次
比較法文化	2		1・2・3年次		
国際法	2		1・2・3年次		
政治学原論	2		1・2・3年次		

		国際関係論	2	1・2・3年次
		法と心理学	2	1・2・3年次
展開・先端 科目群	重点科目	会計学	2	1・2・3年次
		労働法	4	2・3年次
		経済法	4	2・3年次
		知的財産法	4	2・3年次
	選択科目	国際取引法	4	2・3年次
		行政救済法	2	3年次
		環境法	2	2・3年次
		家族法	2	2・3年次
		医事法	2	2・3年次
		経済刑法	2	2・3年次
		消費者保護法	2	2・3年次
		企業取引法	2	2・3年次
		税法	2	2・3年次
		企業年金法	2	2・3年次
		証券取引法	2	2・3年次
		執行・保全法	2	2・3年次
		倒産処理法	2	2・3年次
		サイバー法	2	2・3年次
		国際私的紛争処理	2	2・3年次
		国際企業法務	2	2・3年次
交通事故処理	2	2・3年次		
社会保障法	2	2・3年次		
相隣関係法	2	2・3年次		
子どもの権利	2	2・3年次		
高齢者・障害者問題	2	2・3年次		

神戸学院大学大学院実務法学研究科(法科大学院)委員会規則

2004年4月1日  
制定

(設置)

第1条 神戸学院大学大学院学則第39条に基づき、実務法学研究科(法科大学院)(以下「研究科」という。)に研究科委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第2条 委員会は、研究科専任の教授及び助教授(研究科教育職員選考規程に定めるみなし専任教員を含む。)をもつて構成する。

2 委員会は、必要に応じて前項にかかげる構成員以外の者を出席させることができる。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究科長及び評議員の選出
- (2) 教育及び研究に関する施設の設置又は廃止に関する重要事項
- (3) 専門職学位課程の編成、変更及び実施に関する事項
- (4) 研究科の内規の制定及び改廃に関する事項
- (5) 教育職員の人事に関する事項
- (6) 学生の入学、進級及び修了の認定並びに学生の身分に関する事項
- (7) 学生の試験及び成績の認定に関する事項
- (8) 学生の賞罰に関する事項
- (9) 学生団体、学生活動及び学生生活に関する重要事項
- (10) 教育、研究及び運営に関する重要事項
- (11) その他必要と認められた事項

(研究科長)

第4条 研究科長の任期は、その就任の日から2年とし再任を妨げない。ただし、引き続いて3選はできない。

2 研究科長の選出は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 研究科長の任期が満了するとき
- (2) 研究科長が任期満了に先立つて辞任したとき
- (3) その他の事由により研究科長が欠けたとき

3 前項第1号の場合は、任期満了の日の30日前までに選出を行う。

(開催)

第5条 委員会は、原則として毎月1回開催する。ただし、緊急を要するときは臨時に開催する。

(招集)

第6条 委員会は、研究科長が招集する。

2 委員会構成員の3分の1以上の者が要求したときは、研究科長は委員会を招集しなければならない。

(議長)

第7条 研究科長は、委員会の議長となる。

2 研究科長に支障あるときは、予め指名された構成員が議長となる。

(議案)

第8条 審議すべき議案は、会日の3日前までに構成員に書面で通知しなければならない。ただし、緊急を要するときはこの限りでない。

(定足数)

第9条 委員会は、構成員の過半数以上の出席で成立する。

(表決)

第10条 委員会は、議長を除く出席者の過半数をもつて議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 表決は、無記名投票によるものとする。ただし、委員会で特に他の方法によることが適当であると認められたときは、この限りでない。

(特別決議)

第11条 研究科長選任及び教育職員の人事に関する委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもつて成立し、議決はその3分の2以上の多数により行う。

2 研究科長選任の議決方法は、次のとおりとする。

(1) 1度目の投票で決しないときは、繰り返して投票を行う。

(2) 2度目の投票をもつて当選者が出ないときは、上位3名の得票者を候補者として3度目の投票を行い、有効投票の過半数の得票者をもつて当選者とする。

(3) 3度目の投票をもつて当選者が出ないときは、上位2名を候補者として4度目の投票を行い、有効投票の過半数の得票者をもつて当選者とする。

(4) 第3号の投票において、得票が同数の場合は抽選により当選者を決定する。

(改正)

第12条 本規則の改正は、前条の特別決議の方法による。

(庶務)

第13条 研究科長は、議事録を作成し、次回の委員会でその確認を得なければならない。

2 議事録は、研究科長が保管する。

(補則)

第14条 初代の研究科長の任期は3年とし、その就任の日は2004年4月1日とする。

附 則

この規則は、2004年4月1日から施行する。

## 教育方法研究会開催状況 2004年度～2006年度

回数	開催日	議題
第1回	2004年5月18日(火)	授業担当者意見交換会
第2回	2004年8月9日(月)	前期授業科目に対する学生評価結果(アンケート結果)の分析
		前期授業科目担当者の自己評価
		各種委員会の自己評価
		チューター、支援室、図書館員、事務職員の自己評価
第3回	2004年9月21日(火)	司法試験について
参考	2004年12月21日(火)	新司法試験サンプル問題各分野分析検討会
参考	2004年12月24日(金)	新司法試験サンプル問題分析会
第4回	2005年4月16日(土)	ティーチングポートフォリオに基づくFD評価活動について
第5回	2005年8月10日(水)	前期授業科目に対する学生評価結果(アンケート結果)の分析
第6回	2006年8月29日(火)	授業改善について